

# 射水市教育委員会 3 月定例会次第

日 時 平成 27 年 3 月 26 日(木)

午前 10 時

場 所 下庁舎 201 会議室

## 1 会議録の承認

## 2 教育長の報告

- (1) 平成 27 年 3 月議会開催状況について 資料 1

## 3 議案

- (1) 射水市教育委員会公告式規則の一部改正について 資料 2  
(2) 射水市教育委員会会議規則の一部改正について 資料 3  
(3) 射水市教育委員会傍聴人規則の一部改正について 資料 4  
(4) 射水市教育委員会事務局組織規則の一部改正について 資料 5  
(5) 射水市教育委員会処務規程の一部改正について 資料 6  
(6) 射水市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について 資料 7  
(7) 射水市教育委員会公印規程の一部改正について 資料 8  
(8) 射水市教育委員会表彰規則の一部改正について 資料 9  
(9) 射水市立学校管理規則の一部改正について 資料 10  
(10) 射水市新湊中央文化会館条例施行規則の一部改正について 資料 11  
(11) 射水市小杉文化ホール条例施行規則の一部改正について 資料 12  
(12) 射水市大門総合会館条例施行規則の一部改正について 資料 13  
(13) 射水市陶房「匠の里」条例施行規則一部改正について 資料 14  
(14) 射水市文化財保護条例施行規則の一部改正について 資料 15  
(15) 射水市学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について 資料 16  
(16) 射水市立幼稚園管理規則の一部改正について [子育て支援課] 資料 17  
(17) 射水市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について [子育て支援課] 資料 18

### ◇関連

- 子ども・子育て支援新制度における保育料（利用者負担）について 資料 19  
[子育て支援課]

## 3 協議事項

- (1) 平成 27 年度 学校訪問計画について(学校教育課) 資料 20

## 4 各課等の連絡事項及び報告事項

- (1) 平成 26 年度末教員人事異動の状況と当面の問題について[当日配布]資料 21  
(2) 平成 27 年度学校歯科医の変更について(学校教育課) 資料 22  
(3) 平成 27 年度小・中学校児童生徒数について (学校教育課) 資料 23  
(4) 教育委員会行事予定 資料 24

## 5 その他

※ 次回教育委員会の開催日時について

月 日 ( ) 時 分

## 平成27年3月議会開催状況について

1 教育委員会関係議案

- 議案第 1号 平成27年度射水市一般会計予算  
議案第 9号 平成26年度射水市一般会計補正予算  
議案第39号 射水市教科用図書採択協議会条例の一部改正について  
議案第40号 射水市大島絵本館条例の一部改正について  
議案第41号 射水市陶房「匠の里」条例の一部改正について  
議案第42号 射水市体育施設条例の一部改正について  
議案第43号 射水市新湊中央文化会館条例の一部改正について  
議案第44号 射水市小杉文化ホール条例の一部改正について  
議案第45号 射水市大門総合会館条例の一部改正について  
議案第46号 射水市立学校体育施設の開放に関する条例の一部改正について

## ◇関連

- 議案第35号 射水市立幼稚園設置条例の一部改正について  
議案第47号 射水市立幼稚園保育料徴収条例の廃止について  
議案第21号 射水市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他の勤務条件等に関する条例の全部改正について  
議案第23号 射水市職員定数条例の一部改正について  
議案第24号 射水市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
議案第25号 射水市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について  
議案第26号 射水市職員等の旅費に関する条例の一部改正について  
議案第27号 射水市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

2 代表質問、一般質問（教育委員会関係）

## (1) 代表質問 3月5日(木)

- 津田 信人 議員（自民議員会）  
1 地方教育行政制度改革施行について
- 古城克實 議員（市民同志会）  
1 教育行政について  
(1) いじめによる不登校の現状等について  
(2) 「射水市子ども条例」について  
(3) 学力向上対策について  
(4) デジタル教科書について  
(5) 特別支援教育について

(2) 一般質問 3月6日(金)

○ 島 正己 議員(自民議員会)

1 小中学校統廃合について

文部科学省の公立小・中学校適正規模・適正配置等に関する手引きへの対応について

○ 吉野省三 議員(自民議員会)

1 小中学校における道徳の教科化について

(1) 本市における道徳の時間の実態について

(2) 教材の家庭等での活用について

(3) 学習指導要領改正案の評価と今後の計画について

○ 不後 昇 議員

1 ネット活用のマナー等について

インターネットリテラシー・情報マナーの取組について

2 新教育委員会制度について

○ 小島啓子 議員

1 パークゴルフの利用について

(1) 射水市民に対して年間利用料金の割引を

(2) 時間の延長について

3 予算特別委員会 3月9日(月)、3月10日(火)、3月16日(月)

議案第 1号 平成27年度射水市一般会計予算

議案第 9号 平成26年度射水市一般会計補正予算

3月9日(月)

○ 中村 文隆 委員

1 片山学園初等科の誘致について

(1) 入学した生徒の現状について

(2) 支援体制について

3月10日(火)

○ 赤江 寿美雄 委員

1 全国学力・学習状況調査について

(1) 射水市の状況について

(2) 上位県の特徴について

(3) 本市における課題について

○ 竹内 美津子 委員

1 学校給食における牛乳パックのリサイクルについて

3月16日(月)

- 中村 文隆 委員
  - 1 市奨学資金制度の改正について
- 津本 二三男 委員
  - 1 教育委員会制度改革について

4 総務文教常任委員会 3月11日(水)

議案第39号～46号 他

報告事項 射水市教育振興基本計画について

報告事項 射水市合併10周年記念 平成27年度「特別巡回ラジオ体操・みんなの体操会」の実施について

- 吉野 省三 委員
  - 1 教科書採択について

5 追加議案 3月17日(水)

同意第1号 射水市教育長の任命について  
氏名 長井 忍

議案第2号

射水市教育委員会公告式規則の一部改正について

射水市教育委員会公告式規則の一部を次のように改正する。

平成27年3月26日提出

射水市教育委員会

教育長 結 城 正 斉

射水市教育委員会規則第1号

射水市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

射水市教育委員会公告式規則（平成17年射水市教育委員会規則第1号）

の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条」を「第15条」に改める。

第2条中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 議案第 2 号

射水市教育委員会公告式規則の一部改正について

(説 明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

### 1 改正内容

現行の教育委員会の委員長と教育長を一本化した新たな教育長が置かれることに伴い、関係規定の整備を行うもの。

### 2 施行期日

平成 2 7 年 4 月 1 日

射水市教育委員会公告式規則(平成17年射水市教育委員会規則第1号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>○射水市教育委員会公告式規則</p> <p>平成17年11月1日 教育委員会規則第1号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条第2項の規定に基づく公告式に関する必要事項を定めるものとする。</p> <p>(規則の公布)</p> <p>第2条 規則は、会議において議決した日から起算して7日以内に公布するものとする。</p> <p>2 規則を公布するときは、番号、年月日及び公布の旨の前文を記入してその末尾に<u>委員長</u>が署名するものとする。</p> <p>3 <u>委員長</u>に事故があるとき、又は<u>委員長</u>が欠けたときは、<u>委員長職務代理者</u>が署名しなければならない。</p> <p>4 <u>委員長</u>、<u>委員長職務代理者</u>ともに事故があるとき、又は欠けたときは、委員の中の1人が署名しなければならない。</p> <p>5 規則の公布は、射水市役所の掲示場に掲示してこれを行う。</p> <p>第3条～第4条 略</p>	<p>○射水市教育委員会公告式規則</p> <p>平成17年11月1日 教育委員会規則第1号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第15条第2項の規定に基づく公告式に関する必要事項を定めるものとする。</p> <p>(規則の公布)</p> <p>第2条 規則は、会議において議決した日から起算して7日以内に公布するものとする。</p> <p>2 規則を公布するときは、番号、年月日及び公布の旨の前文を記入してその末尾に<u>教育長</u>が署名するものとする。</p> <p>3 <u>教育長</u>に事故があるとき、又は<u>教育長</u>が欠けたときは、<u>教育長職務代理者</u>が署名しなければならない。</p> <p>4 <u>教育長</u>、<u>教育長職務代理者</u>ともに事故があるとき、又は欠けたときは、委員の中の1人が署名しなければならない。</p> <p>5 規則の公布は、射水市役所の掲示場に掲示してこれを行う。</p> <p>第3条～第4条 略</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>

## 議案第3号

射水市教育委員会会議規則の一部改正について

射水市教育委員会会議規則の一部を次のように改正する。

平成27年3月26日提出

射水市教育委員会

教育長 結 城 正 斉

## 射水市教育委員会規則第2号

射水市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

射水市教育委員会会議規則（平成17年射水市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条」を「第16条」に改める。

第3条を削る。

第4条に見出しとして「(会議の招集)」を付し、同条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を9条とする。

第11条に見出しとして「(会議録の作製)」を付し、同条第1項中「委員長」を「教育長」に改め、「教育長が」を削り、同条第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第10条とする。

3 会議録（非公開とした会議の会議録を除く。）を作製し、会議において承認を得たときは、これを公表するものとする。

第12条中「出席委員の氏名」を「、出席者の氏名、」に改め、同条を第11条とする。



第13条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第12条とする。

第14条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第13条とする。

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 議案第 3 号

射水市教育委員会会議規則の一部改正について

(説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

### 1 改正内容

- (1) 現行の教育委員会の委員長と教育長を一本化した新たな教育長が置かれることに伴い、関係規定の整備を行うもの。
- (2) 会議録の公表について、明記するもの。

### 2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

射水市教育委員会会議規則(平成17年射水市教育委員会規則第2号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>○射水市教育委員会会議規則</p> <p>平成17年11月1日 教育委員会規則第2号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第15条の規定に基づき、教育委員会の会議(以下「会議」という。)その他議事の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委員の席次)</p> <p>第2条 略</p> <p>(臨時職務代理)</p> <p>第3条 委員長及び委員長の職務を代理する者に、ともに事故があるとき、又は欠けたときは、<u>年長の委員が臨時に委員長の職務を行う。</u></p> <p>第4条 会議は、毎月1回招集する。</p> <p>2 委員長が必要と認めるとき、又は委員2人以上の者から書面で会議に付すべき事件を示して招集の請求があつたときは、臨時に招集する。</p> <p>3～4 省略</p> <p>5 委員は、招集に応ずることができないときは、会議期日前までにその旨を委員長に届けなければならない。</p> <p>(会議の順序)</p> <p>第5条 略</p>	<p>○射水市教育委員会会議規則</p> <p>平成17年11月1日 教育委員会規則第2号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条の規定に基づき、教育委員会の会議(以下「会議」という。)その他議事の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委員の席次)</p> <p>第2条 略</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第3条 会議は、毎月1回招集する。</p> <p>2 教育長が必要と認めるとき、又は委員2人以上の者から書面で会議に付すべき事件を示して会議の招集の請求があつたときは、臨時に招集する。</p> <p>3～4 省略</p> <p>5 委員は、招集に応ずることができないときは、会議期日前までにその旨を<u>教育長</u>に届けなければならない。</p> <p>(会議の順序)</p> <p>第4条 略</p>

<p>(動議)</p> <p>第6条 委員は、動議を提出することができる。</p> <p>2 動議があったときは、<u>委員長</u>は、会議に諮って議題としなければならぬ。</p> <p>(発言)</p> <p>第7条 会議において発言しようとする者は、<u>委員長</u>の許可を得て発言しなければならぬ。</p> <p>(採決)</p> <p>第8条 <u>委員長</u>は、各委員の賛否の意見を求めて採決する。</p> <p>2 必要があるときは、<u>委員長</u>は、会議に諮って記名又は無記名の投票によって採決することができる。</p> <p>(修正案)</p> <p>第9条 略</p> <p>(選挙の方法)</p> <p>第10条 委員会において行う選挙の方法は、<u>委員長</u>が会議に諮って定める。</p> <p>第11条 <u>委員長</u>は、会議録を事務局職員の中から<u>教育長</u>が指定する者に作製させる。</p> <p>2 会議録は、次の会議において承認を得た後<u>委員長</u>が署名しなければならぬ。</p> <p>(会議録の記載事項)</p>	<p>(動議)</p> <p>第5条 委員は、動議を提出することができる。</p> <p>2 動議があったときは、<u>教育長</u>は、会議に諮って議題としなければならぬ。</p> <p>(発言)</p> <p>第6条 会議において発言しようとする者は、<u>教育長</u>の許可を得て発言しなければならぬ。</p> <p>(採決)</p> <p>第7条 <u>教育長</u>は、各委員の賛否の意見を求めて採決する。</p> <p>2 必要があるときは、<u>教育長</u>は、会議に諮って記名又は無記名の投票によって採決することができる。</p> <p>(修正案)</p> <p>第8条 略</p> <p>(選挙の方法)</p> <p>第9条 委員会において行う選挙の方法は、<u>教育長</u>が会議に諮って定める。</p> <p>(会議録の作製)</p> <p>第10条 <u>教育長</u>は、会議録を事務局職員の中から指定する者に作製させる。</p> <p>2 会議録は、次の会議において承認を得た後<u>教育長</u>が署名しなければならぬ。</p> <p>3 会議録 (非公開とした会議の会議録を除く。) を作製し、<u>会議において承認を得たときは、これを公表する。</u></p> <p>(会議録の記載事項)</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第12条 会議録には議事のほか、開会及び閉会の年月日出席委員の氏名  
会議の要旨並びに委員長において必要と認める事項を記載しなければ  
ならない。

(請願)

第13条 略

2 前項の請願をした者は、あらかじめ、文書により委員長に申し出るこ  
とにより、委員長の許可する時間内において、請願の事情を述べるこ  
とができる。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、  
委員長が会議に諮って定める。

第11条 会議録には議事のほか、開会及び閉会の年月日出席者の氏名  
会議の要旨並びに教育長において必要と認める事項を記載しなければな  
らない。

(請願)

第12条 略

2 前項の請願をした者は、あらかじめ、文書により教育長に申し出るこ  
とにより、教育長の許可する時間内において、請願の事情を述べるこ  
とができる。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、  
教育長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

議案第4号

射水市教育委員会傍聴人規則の一部改正について

射水市教育委員会傍聴人規則の一部を次のように改正する。

平成27年3月26日提出

射水市教育委員会

教育長 結 城 正 斉

射水市教育委員会規則第3号

射水市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

射水市教育委員会傍聴人規則（平成17年射水市教育委員会規則第3号）  
の一部を次のように改正する。

第2条、第3条、第4条第3号及び第6条中「委員長」を「教育長」に改める。

第7条中「第13条第6項」を「第14条第7項」に、「委員長」を「教育長」に改める。

第8条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 議案第 4 号

射水市教育委員会傍聴人規則の一部改正について

(説 明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

### 1 改正内容

現行の教育委員会の委員長と教育長を一本化した新たな教育長が置かれることに伴い、関係規定の整備を行うもの。

### 2 施行期日

平成 2 7 年 4 月 1 日

射水市教育委員会傍聴人規則(平成17年射水市教育委員会規則第3号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>○射水市教育委員会傍聴人規則</p> <p>平成17年11月1日 教育委員会規則第3号</p> <p>第1条 略</p> <p>(傍聴の許可)</p> <p>第2条 会議を傍聴しようとする者は、住所、氏名及び年齢を傍聴人名簿に記入し、<u>委員長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(傍聴人の定員)</p> <p>第3条 傍聴人の定員は、5人とする。ただし、<u>委員長</u>が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(傍聴できない者)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。</p> <p>(1) 酒気を帯びている者</p> <p>(2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者</p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、<u>委員長</u>が傍聴を不適當と認める者</p> <p>第5条 略</p> <p>(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)</p> <p>第6条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に<u>委員長</u>の許可を得た者は、この限りでない。</p>	<p>○射水市教育委員会傍聴人規則</p> <p>平成17年11月1日 教育委員会規則第3号</p> <p>第1条 略</p> <p>(傍聴の許可)</p> <p>第2条 会議を傍聴しようとする者は、住所、氏名及び年齢を傍聴人名簿に記入し、<u>教育長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(傍聴人の定員)</p> <p>第3条 傍聴人の定員は、5人とする。ただし、<u>教育長</u>が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(傍聴できない者)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。</p> <p>(1) 酒気を帯びている者</p> <p>(2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者</p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、<u>教育長</u>が傍聴を不適當と認める者</p> <p>第5条 略</p> <p>(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)</p> <p>第6条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に<u>教育長</u>の許可を得た者は、この限りでない。</p>



<p>(傍聴人の退場)</p> <p>第7条 傍聴人は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第13条第6項ただし書の規定による議決があつたとき、又は委員長が傍聴を禁じたとき、若しくは退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。</p> <p>第8条 傍聴人は、<u>すべて</u>係員の指示に従わなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、<u>委員長</u>が会議に諮って定める。</p>	<p>(傍聴人の退場)</p> <p>第7条 傍聴人は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条第7項ただし書の規定による議決があつたとき、又は<u>教員長</u>が傍聴を禁じたとき、若しくは退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。</p> <p>第8条 傍聴人は、<u>全て</u>係員の指示に従わなければならない。略</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、<u>教育長</u>が会議に諮って定める。</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議案第5号

射水市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

射水市教育委員会事務局組織規則の一部を次のように改正する。

平成27年3月26日提出

射水市教育委員会

教育長 結 城 正 斉

射水市教育委員会規則第4号

射水市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

射水市教育委員会事務局組織規則（平成21年射水市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条」を「第17条」に改める。

第5条中第23号を第24号とし、第2号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 総合教育会議に関すること。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 議案第5号

射水市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

(説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

### 1 改正内容

学校教育課事務分掌に総合教育会議に関することを追加するもの

### 2 施行期日

平成27年4月1日

射水市教育委員会事務局組織規則(平成21年射水市教育委員会規則第4号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>○射水市教育委員会事務局組織規則</p> <p>平成21年4月27日 教育委員会規則第4号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第18条第2項の規定に基づき、射水市教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織について法令等に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～4条 略</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第5条 課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>学校教育課</p> <p>(1) 教育委員会の会議に関すること。</p> <p>(2)～(23) 略</p> <p>以下略</p>	<p>○射水市教育委員会事務局組織規則</p> <p>平成21年4月27日 教育委員会規則第4号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第17条第2項の規定に基づき、射水市教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織について法令等に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～4条 略</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第5条 課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>学校教育課</p> <p>(1) 教育委員会の会議に関すること。</p> <p>(2) <u>総合教育会議に関すること。</u></p> <p>(3)～(24) 略</p> <p>以下略</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>

議案第6号

射水市教育委員会処務規程の一部改正について

射水市教育委員会処務規程の一部を次のように改正する。

平成27年3月26日提出

射水市教育委員会

教育長 結 城 正 斉

射水市教育委員会訓令第1号

事務局

出先機関

教育機関

射水市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令

射水市教育委員会処務規程（平成17年射水市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条第1号中「第14条」を「第15条」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条第1号中「教育委員長」を「教育長」に改め、同条第2号中「教育委員長名又は教育長名」を「教育長名又は教育委員会名」に改め、同条第3号中「、教育委員長名」を削り、同条を第8条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

## 議案第 6 号

射水市教育委員会処務規程の一部改正について

(説 明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

### 1 改正内容

現行の教育委員会の委員長と教育長を一本化した新たな教育長が置かれること及び教育長の職務代理は委員の中から教育長が指名することに伴い、関係規定の整備を行うもの。

### 2 施行期日

平成 2 7 年 4 月 1 日

参考 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

#### 第 13 条第 2 項

「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」

#### 第 25 条第 4 項 (概略)

教育長は、事務を事務職員等に委任又は臨時に代理させることができる。

射水市教育委員会処務規程(平成17年射水市教育委員会訓令第1号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>○射水市教育委員会処務規程</p> <p>平成17年11月1日 教育委員会訓令第1号</p> <p>第1条～2条 略</p> <p>(<u>教育長の職務代理</u>)</p> <p>第3条 <u>教育長に事故があるとき、又は欠けたときは、教育次長がその職務を代理する。</u></p> <p>2 <u>教育長及び教育次長がともに事故があるとき、又は欠けたときは、学校教育課長がその職務を代理する。</u></p> <p>第4条～6条 略</p> <p>(公文書の種類)</p> <p>第7条 公文書の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 規則 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条の規定により制定するもの</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>第8条 略</p> <p>(公文書の記名)</p> <p>第9条 公文書の記名は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 規則及び告示には<u>教育委員長</u>名を、公告及び指令には<u>教育委員会</u></p>	<p>○射水市教育委員会処務規程</p> <p>平成17年11月1日 教育委員会訓令第1号</p> <p>第1条～2条 略</p> <p>第3条～5条 略</p> <p>(公文書の種類)</p> <p>第6条 公文書の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 規則 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第15条の規定により制定するもの</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>第7条 略</p> <p>(公文書の記名)</p> <p>第8条 公文書の記名は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 規則及び告示には<u>教育長</u>名を、公告及び指令には<u>教育委員会</u>名を</p>

<p>名を用いる。</p> <p>(2) 訓令には、その内容に応じ、<u>教育委員長名又は教育長名</u>を用いる。</p> <p>(3) 一般文書には、その内容に応じ、<u>教育委員会名、教育委員長名、教育長名、教育次長名、課長名、出先機関の長名及び教育機関の長名</u>を用いる。</p> <p>第10条～12条 略</p>	<p>用いる。</p> <p>(2) 訓令には、その内容に応じ、<u>教育長名又は教育委員会名</u>を用いる。</p> <p>(3) 一般文書には、その内容に応じ、<u>教育委員会名、教育長名、教育次長名、課長名、出先機関の長名及び教育機関の長名</u>を用いる。</p> <p>第9条～11条 略</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成27年4月1日から施行する。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



## 議案第7号

射水市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について

射水市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を次のように改正する。

平成27年3月26日提出

射水市教育委員会

教育長 結城正斉

## 射水市教育委員会規則第5号

射水市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

射水市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年射水市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条」を「第25条」に改める。

第3条第2項を削る。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（委員会の会議の報告）

第4条 教育長は、次の各号に掲げる事務の管理及び執行状況について、当該各号に定める教育委員会の会議において報告しなければならない。

- (1) 会議において特に報告を求められた事務 当該求めにおいて指定された会議（指定がされなかった場合は、当該求められた会議の次の会議）
- (2) 前号に定めるもののほか、法第25条第1項の規定に基づき教育長に委任した事務のうちの重要と認めるもの 当該事務の処理を終了した後最初に召集される会議（当該事務の処理に長期間を要すると認めるときは、必要に応じ中間的な時期に召集される会議を含む。）

(3) 法第 25 条第 1 項の規定に基づき教育長に臨時に代理させた事務

当該事務の処理が終了した後最初に召集される会議（当該事務の処理に長期間を要すると認めるときは、必要に応じ中間的な時期に召集される会議を含む。）

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第7号

射水市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について

(説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

### 1 改正内容

教育長は委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行状況を委員会の会議において報告するもの。

### 2 施行期日

平成27年4月1日

参考 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

#### 第25条第3項

「教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。」

射水市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成17年射水市教育委員会規則第5号)新旧対照表

	現行	改正後 (案)
<p>○射水市教育委員会教育長に対する事務委任規則</p> <p>平成17年11月1日 教育委員会規則第5号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第1項の規定に基づき、射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の委任に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p>(教育長の臨時代理)</p> <p>第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合に限り、前条第1項第7号から第19号までに掲げる事項について臨時に代理することができる。</p> <p>2 教育長は、前項の規定により臨時代理したときは、次の教育委員会の会議に報告し、その承認を求めなければならない。</p>	<p>○射水市教育委員会教育長に対する事務委任規則</p> <p>平成17年11月1日 教育委員会規則第5号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項の規定に基づき、射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の委任に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p>(教育長の臨時代理)</p> <p>第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合に限り、前条第1項第7号から第19号までに掲げる事項について臨時に代理することができる。</p> <p>(委員会の会議の報告)</p> <p>第4条 教育長は、次の各号に掲げる事務の管理及び執行状況について、当該各号に定める委員会の会議において報告しなければならない。</p> <p>(1) 会議において特に報告を求められた事務 当該求めにおいて指定された会議(指定がされなかった場合は、当該求められた会議の次の</p>	

会議)

(2) 前号に定めるもののほか、法第25条1項の規定に基づいて教育長に委任した事務のうち重要なものと認められるもの 当該事務の処理を終了した後最初に召集される会議(当該事務の処理に長期間を要すると認めるときは、必要に応じ中間的な時期に召集される会議を含む。)

(3) 法第25条第1項の規定に基づいて教育長に臨時に代理させた事務当該事務の処理が終了した後最初に召集される会議(当該事務の処理に長期間を要すると認めるときは、必要に応じ中間的な時期に召集される会議を含む。)

(委任事務の処理の特例)

第5条 教育長は、第2条の規定にかかわらず、委任された事務について、重要かつ異例の事態が生じたときは、教育委員会に付議しなければならぬ。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(委任事務の処理の特例)

第4条 教育長は、第2条の規定にかかわらず、委任された事務について、重要かつ異例の事態が生じたときは、教育委員会に付議しなければならぬ。

## 議案第 8 号

射水市教育委員会公印規程の一部改正について

射水市教育委員会公印規程の一部を次のように改正する。

平成 27 年 3 月 26 日提出

射水市教育委員会

教育長 結 城 正 斉

## 射水市教育委員会訓令第 2 号

事務局

出先機関

教育機関

射水市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

射水市教育委員会公印規程（平成 17 年射水市教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「委員長印」及び「委員長職務代理者印」を削る。

別表 1 を次のように改める。

種類	名称	様式 記号	寸法方 ミリメ ートル	書体	使用区分	保管者	個数
庁印	教育委員会印	ア	30	てん書	教育委員会名をもってする表彰状及び感謝状	学校教育課長	2
	教育委員会印	イ	24	てん書	教育委員会名をもってする文書	学校教育課長	1
	社会教育委員会印	ウ	24	てん書	社会教育委員会名をもってする文書	生涯学習・スポーツ課長	1
	学校印	エ	45	てん書	学校名をもってする卒業証書用	学校長	各 1
	幼稚園印		45	てん書	幼稚園名をもってする卒園証書用	幼稚園長	各 1
	図書館印	オ	27	てん書	図書館名をもってする文書	図書館長	各 1
職印	教育長印	カ	24	てん書	教育長名をもってする文書	学校教育課長	1
	教育次長印		21	てん書	教育次長名をもってする文書	学校教育課長	1
	学校長印	キ	21	てん書	学校長名をもってする文書	学校長	各 1
	学校長印		30	てん書	学校長名をもってする文書 (賞状用)	学校長	各 1

幼稚園長印	ク	21	てん書	幼稚園長名をもってする文書	幼稚園長	各1
幼稚園長印		30	てん書	幼稚園名をもってする文書 (賞状用)	幼稚園長	各1
図書館長印	ケ	21	てん書	図書館長名をもってする文書	図書館長	1
教育長職務代理者印	コ	21	かい書	教育長が事故又は欠けた場合において職務を代理するとき に用いる文書	学校教育課長	1
課長印	サ	21	てん書	課長名をもってする文書	課長	各1
教育センター 所長印	シ	21	てん書	教育センター所長名をもって する文書	教育センター 所長	1
学校給食セン ター所長印	ス	21	てん書	学校給食センター所長名をも ってする文書	学校給食セン ター所長	1
少年育成セン ター所長印	セ	21	てん書	少年育成センター所長名をも ってする文書	少年育成セン ター所長	1
博物館長印	ソ	21	てん書	博物館長名をもってする文書	博物館長	1
交流センター 所長印	タ	21	てん書	交流センター所長名をもって する文書	所長	1
竹内源造記念 館館長印	チ	21	てん書	記念館館長名をもってする文 書	館長	1
文化財審議会 長印	ツ	21	てん書	文化財審議会長名をもってす る文書	生涯学習・スポ ーツ課長	1
生徒指導協議 会印	テ	21	てん書	生徒指導協議会名をもってす る文書	学校教育課長	1
教科書採択協 議会印	ト	21	てん書	教科書採択協議会名をもって する文書	学校教育課長	1
社会教育委員 会議印	ナ	21	てん書	社会教育委員会議名をもって する文書	生涯学習・スポ ーツ課長	1
社会教育委員 会議議長印	ニ	21	てん書	社会教育委員会議議長名をも ってする文書	生涯学習・スポ ーツ課長	1
通学区域審議 会長印	ヌ	21	てん書	通学区域審議会長名をもって する文書	学校教育課長	1
博物館長代理 印	ネ	21	てん書	博物館長代理名をもってする 文書	博物館長代理	1

別表2中様式カを削り、様式キを様式カとし、様式クから様式ノまでを1  
様式ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

## 議案第 8 号

射水市教育委員会公印規程の一部改正について

(説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

### 1 改正内容

現行の教育委員会の委員長と教育長を一本化した新たな教育長が置かれることに伴い、関係規定の整備を行うもの。

### 2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日



射水市教育委員会公印規程(平成17年射水市教育委員会訓令第3号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>○射水市教育委員会公印規程</p> <p>平成17年11月1日 教育委員会訓令第3号</p> <p>第1条 略</p> <p>(公印の種類)</p> <p>第2条 公印の種類は、次のとおりとする。</p> <p>委員会印</p> <p>委員長印</p> <p>委員長職務代理者印</p> <p>教育長印</p> <p>教育長職務代理者印</p> <p>補助職印</p> <p>学校(園)印</p> <p>(公印の名称、保管者等)</p> <p>第3条～第7条 略</p>	<p>○射水市教育委員会公印規程</p> <p>平成17年11月1日 教育委員会訓令第3号</p> <p>第1条 略</p> <p>(公印の種類)</p> <p>第2条 公印の種類は、次のとおりとする。</p> <p>委員会印</p> <p>教育長印</p> <p>教育長職務代理者印</p> <p>補助職印</p> <p>学校(園)印</p> <p>(公印の名称、保管者等)</p> <p>第3条～第7条 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>

【別表1】

現行

種類	名称	様式記号	寸法方ミリメートル	書体	使用区分	保管者	個数
庁印	教育委員会印	ア	30	てん書	教育委員会名をもってする表彰状及び感謝状	学校教育課長	2
	教育委員会印	イ	24	てん書	教育委員会名をもってする文書	学校教育課長	1
	社会教育委員会印	ウ	24	てん書	社会教育委員会名をもってする文書	生涯学習・スポーツ課長	1
	学校印	エ	45	てん書	学校名をもってする卒業証書用	学校長	各1
	幼稚園印		45	てん書	幼稚園名をもってする卒業証書用	幼稚園長	各1
	図書館印	オ	27	てん書	図書館名をもってする文書	図書館長	各1
職印	教育委員会委員長印	カ	24	てん書	委員長名をもってする文書	学校教育課長	1
	教育長印	キ	24	てん書	教育長名をもってする文書	学校教育課長	1
	教育次長印		21	てん書	教育次長名をもってする文書	学校教育課長	1
	学校長印	ク	21	てん書	学校長名をもってする文書	学校長	各1
	学校長印		30	てん書	学校長名をもってする文書(賞状用)	学校長	各1
	幼稚園長印	ク	21	てん書	幼稚園長名をもってする文書	幼稚園長	各1
	幼稚園長印		30	てん書	幼稚園長名をもってする文書(賞状用)	幼稚園長	各1
	図書館長印	コ	21	てん書	図書館長名をもってする文書	図書館長	1
	教育長職務代理者印	サ	21	かい書	教育長が事故又は欠けた場合において職務を代理するときに用いる文書	学校教育課長	1
	教育委員長職務代理者印		24	かい書	教育委員長が事故又は欠けた場合において職務を代理するときに用いる文書	学校教育課長	1
	課長印	シ	21	てん書	課長名をもってする文書	課長	各1
	教育センター所長印	ス	21	てん書	教育センター所長名をもってする文書	教育センター所長	1

学校給食センター所長印	セ	21	てん書	学校給食センター所長名をもってする文書	学校給食センター所長	1
少年育成センター所長印	シ	21	てん書	少年育成センター所長名をもってする文書	少年育成センター所長	1
博物館長印	タ	21	てん書	博物館長名をもってする文書	博物館長	1
交流センター所長印	チ	21	てん書	交流センター所長名をもってする文書	所長	1
竹内源造記念館館長印	ツ	21	てん書	記念館館長名をもってする文書	館長	1
文化財審議会会長印	テ	21	てん書	文化財審議会会長名をもってする文書	生涯学習・スポーツ課長	1
生徒指導協議会印	ト	21	てん書	生徒指導協議会名をもってする文書	学校教育課長	1
教科書採択協議会印	ナ	21	てん書	教科書採択協議会名をもってする文書	学校教育課長	1
社会教育委員会会議印	ニ	21	てん書	社会教育委員会会議名をもってする文書	生涯学習・スポーツ課長	1
社会教育委員会会議議長印	ヌ	21	てん書	社会教育委員会会議議長名をもってする文書	生涯学習・スポーツ課長	1
通学区域審議会会長印	ネ	21	てん書	通学区域審議会会長名をもってする文書	学校教育課長	1
博物館長代理印	ノ	21	てん書	博物館長代理名をもってする文書	博物館長代理	1

改正後 (案)

種類	名称	様式記号	寸法方ミリメートル	書体	使用区分	保管者	個数
庁印	教育委員会印	ア	30	てん書	教育委員会名をもってする表彰状及び感謝状	学校教育課長	2
	教育委員会印	イ	24	てん書	教育委員会名をもってする文書	学校教育課長	1
	社会教育委員会印	ウ	24	てん書	社会教育委員会名をもってする文書	生涯学習・スポーツ課長	1
	学校印	エ	45	てん書	学校名をもってする卒業証書用	学校長	各1
	幼稚園印		45	てん書	幼稚園名をもってする卒園証書用	幼稚園長	各1
	図書館印	オ	27	てん書	図書館名をもってする文書	図書館長	各1
職印	教育長印	カ	24	てん書	教育長名をもってする文書	学校教育課長	1
	教育次長印		21	てん書	教育次長名をもってする文書	学校教育課長	1
	学校長印	キ	21	てん書	学校長名をもってする文書	学校長	各1
	学校長印		30	てん書	学校長名をもってする文書(賞状用)	学校長	各1
	幼稚園長印	ク	21	てん書	幼稚園長名をもってする文書	幼稚園長	各1
	幼稚園長印		30	てん書	幼稚園長名をもってする文書(賞状用)	幼稚園長	各1
	図書館長印	ケ	21	てん書	図書館長名をもってする文書	図書館長	1
	教育長職務代理者印	コ	21	かい書	教育長が事故又は欠けた場合において職務を代理するとき用いる文書	学校教育課長	1
	課長印	サ	21	てん書	課長名をもってする文書	課長	各1
	教育センター所長印	シ	21	てん書	教育センター所長名をもってする文書	教育センター所長	1
	学校給食センター所長印	ス	21	てん書	学校給食センター所長名をもってする文書	学校給食センター所長	1
	少年育成センター所長印	セ	21	てん書	少年育成センター所長名をもってする文書	少年育成センター所長	1

博物館長印	ソ	21	てん書	博物館長名をもってする文書	博物館長	1
交流センター所長印	タ	21	てん書	交流センター所長名をもってする文書	所長	1
竹内源造記念館館長印	チ	21	てん書	記念館館長名をもってする文書	館長	1
文化財審議会長印	ツ	21	てん書	文化財審議会長名をもってする文書	生涯学習・スポーツ課長	1
生徒指導協議会印	テ	21	てん書	生徒指導協議会名をもってする文書	学校教育課長	1
教科書採択協議会印	ト	21	てん書	教科書採択協議会名をもってする文書	学校教育課長	1
社会教育委員会印	ナ	21	てん書	社会教育委員会名をもってする文書	生涯学習・スポーツ課長	1
社会教育委員会協議長印	ニ	21	てん書	社会教育委員会協議長名をもってする文書	生涯学習・スポーツ課長	1
通学区域審議会長印	ヌ	21	てん書	通学区域審議会長名をもってする文書	学校教育課長	1
博物館長代理印	ネ	21	てん書	博物館長代理名をもってする文書	博物館長代理	1

【別表2】

現行	改正後（案）												
<p>様式了～才 公印略</p> <p>様式力</p> <table border="1" data-bbox="491 1832 639 1980"> <tr> <td>射</td> <td>水</td> <td>市</td> <td>教</td> </tr> <tr> <td>育</td> <td>委</td> <td>員</td> <td>会</td> </tr> <tr> <td>委</td> <td>員</td> <td>長</td> <td>印</td> </tr> </table> <p>様式キ～ノ 公印略</p>	射	水	市	教	育	委	員	会	委	員	長	印	<p>様式了～才 公印略</p> <p>様式力～ネ 公印略</p>
射	水	市	教										
育	委	員	会										
委	員	長	印										

議案第9号

射水市教育委員会表彰規則の一部改正について

射水市教育委員会表彰規則の一部を次のように改正する。

平成27年3月26日提出

射水市教育委員会

教育長 結城正斉

射水市教育委員会規則第6号

射水市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

射水市教育委員会表彰規則（平成18年射水市教育委員会規則第16号）  
の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第3項中「教育委員会委員長」を「教育長」に改め、同  
条第4項中「教育委員、教育長及び教育次長」を「、教育委員及び教育次長」  
に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 議案第9号

射水市教育委員会表彰規則の一部改正について

(説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

### 1 改正内容

現行の教育委員会の委員長と教育長を一本化した新たな教育長が置かれることに伴い、関係規定の整備を行うもの。

### 2 施行期日

平成27年4月1日



射水市教育委員会表彰規則(平成18年射水市教育委員会規則第16号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>○射水市教育委員会表彰規則</p> <p>平成18年8月30日 教育委員会規則第16号</p> <p>第1条～5条 略 (審査委員会)</p> <p>第6条 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。</p> <p>2 委員長には、<u>教育委員会委員長</u>をもって充てる。</p> <p>3 副委員長には、<u>教育委員会委員長職務代理者</u>をもって充てる。</p> <p>4 委員には<u>教育委員、教育長及び教育次長</u>をもって充てる。</p> <p>以下略</p>	<p>○射水市教育委員会表彰規則</p> <p>平成18年8月30日 教育委員会規則第16号</p> <p>第1条～5条 略 (審査委員会)</p> <p>第6条 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。</p> <p>2 委員長には、<u>教育長</u>をもって充てる。</p> <p>3 副委員長には、<u>教育長職務代理者</u>をもって充てる。</p> <p>4 委員には<u>教育委員及び教育次長</u>をもって充てる。</p> <p>以下略</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>

議案第 10 号

射水市立学校管理規則の一部改正について  
射水市立学校管理規則の一部を次のように改正する。

平成 27 年 3 月 26 日 提 出

射水市教育委員会

教育長 結 城 正 斉

射水市教育委員会規則第 7 号

射水市立学校管理規則の一部を改正する規則  
射水市立学校管理規則(平成 17 年射水市教育委員会規則第 10 号)  
の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第10号

射水市立学校管理規則の一部改正について

(説明)

学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

### 1 改正内容

学校保健安全法施行令の引用条項を改めるもの。

### 2 施行期日

平成27年4月1日

射水市立学校管理規則(平成17年射水市教育委員会規則第10号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(原級留置・出席停止)</p> <p>第9条 校長は、児童生徒の平素の成績を評価した結果、各学年の課程の終了又は卒業を認めることができないと判定したときは、当該児童生徒を現学年に留め置くことができる。</p> <p>2 校長は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条及び学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第5条の規定に基づき、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒があるときは、その保護者に対して、当該児童生徒の出席停止を命ずることができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>第10条～第24条 (略)</p>	<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(原級留置・出席停止)</p> <p>第9条 校長は、児童生徒の平素の成績を評価した結果、各学年の課程の終了又は卒業を認めることができないと判定したときは、当該児童生徒を現学年に留め置くことができる。</p> <p>2 校長は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条及び学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第6条の規定に基づき、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒があるときは、その保護者に対して、当該児童生徒の出席停止を命ずることができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>第10条～第24条 (略)</p>

議案第 1 1 号

射水市新湊中央文化会館条例施行規則の一部改正について  
射水市新湊中央文化会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

平成 2 7 年 3 月 2 6 日 提 出

射水市教育委員会  
教育長 結 城 正 斉

射水市教育委員会規則第 8 号

射水市新湊中央文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

射水市新湊中央文化会館条例施行規則（平成 1 7 年教育委員会規則第 4 4 号）  
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号を次のように改める。

(1) ホールにあっては、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の  
属する月の前 1 2 箇月から使用日の前日までの間

同条同項第 2 号中「及び練習室」を「、練習室及び展示室」に改め、「前 1 週  
間」を「前日」に改め、「前 9 箇月」を「前 1 2 箇月」に改め、「前 2 週間」を  
「前日」に改める。

第 7 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 条例第 9 条第 2 号に該当する場合

ア ホール（ホール附属室を併用する場合も含む。）にあっては、使用日前  
3 0 日までに取消し又は変更を申し出た場合 7 0 パーセントに相当す  
る額

イ ホール（ホール附属室を使用する場合も含む。）にあっては、使用日前  
1 0 日までに取消し又は変更を申し出た場合 5 0 パーセントに相当す  
る額

ウ ホール附属室にあっては、使用日前 1 0 日までに取消し又は変更を申し  
出た場合 7 0 パーセントに相当する額

エ ホール附属室にあっては、使用日前 5 日までに取消し又は変更を申し出  
た場合 5 0 パーセントに相当する額

別表 3 の表備考中「冷暖房使用料及び」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用  
料の額については、改正後の射水市新湊中央文化会館条例施行規則第 4 条の  
規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 議案第11号

### 射水市新湊中央文化会館施行規則の一部改正について

#### (説明)

文化施設の使用許可申請日及び使用料還付額の統一を図るため、所要の改正を行うもの。

#### 1 改正内容

- (1) ホールの使用許可の申請は前12箇月から前日までにするもの。
- (2) ホール附属室の使用許可の申請は前6箇月から前日までにするもの。
- (3) ホールの使用取消し又は変更を、使用日前30日までに申し出た場合は、70パーセント相当の額を還付、使用日前10日までに申し出た場合は、50パーセント相当の額を還付するもの。
- (4) ホール附属室の取消し又は変更を、使用日前10日までに申し出た場合は、70パーセント相当の額を還付、使用日前5日までに申し出た場合は、50パーセント相当の額を還付するもの。

#### 2 施行期日

平成27年4月1日

射水市新湊中央文化会館条例施行規則 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省 略 (使用許可の申請)</p> <p>第2条 条例第5条第1項の規定により、新湊中央文化会館（以下「会館」という。）の使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新湊中央文化会館使用許可申請書（兼）附属設備品使用許可申請書（様式第1号）及び新湊中央文化会館附属設備品内訳（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請者は、次の各号の区分に従い、定められた期間内に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) ホール及び展示室にあつては、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の前9箇月から使用日の前2週間までの間。ただし、営利を目的とする使用にあつては、使用日の属する月の前6箇月から使用日の前2週間までの間。</p> <p>(2) リハーサル室、楽屋及び練習室（以下「ホール附属室」という。）にあつては、使用日の属する月の前6箇月から使用日の前1週間までの間。ただし、ホール附属室をホールと併用するときは、使用日の属する月の前9箇月から使用日の前2週間までの間。</p> <p>(3) 申請に係る使用許可の順位は、申請の順序による。ただし、会館の同一施設又は同一附属設備及び備品（以下「附属設備等」という。）を同一の同一時間に使用したい旨の申請が複数の申請者から同時に行われたときは、教育委員会は、申請者間の協議又は抽選により申請の順序を決定するものとする。</p>	<p>第1条 省 略 (使用許可の申請)</p> <p>第2条 条例第5条第1項の規定により、新湊中央文化会館（以下「会館」という。）の使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新湊中央文化会館使用許可申請書（兼）附属設備品使用許可申請書（様式第1号）及び新湊中央文化会館附属設備品内訳（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請者は、次の各号の区分に従い、定められた期間内に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) ホールにあつては、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の前12箇月から使用日の前且までの間。</p> <p>(2) リハーサル室、楽屋、練習室及び展示室（以下「ホール附属室」という。）にあつては、使用日の属する月の前6箇月から使用日の前且までの間。ただし、ホール附属室をホールと併用するときは、使用日の属する月の前12箇月から使用日の前且までの間。</p> <p>(3) 申請に係る使用許可の順位は、申請の順序による。ただし、会館の同一施設又は同一附属設備及び備品（以下「附属設備等」という。）を同一の同一時間に使用したい旨の申請が複数の申請者から同時に行われたときは、教育委員会は、申請者間の協議又は抽選により申請の順序を決定するものとする。</p>

<p>第3条～第6条 省 略</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第7条 条例第9条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 条例第9条第1号に該当する場合 全額</p> <p>(2) 条例第9条第2号に該当する場合</p> <p>ア ホール（ホール附属室を併用する場合も含む。）及び展示室にあっては、使用日前10日までに取消し又は変更を申し出した場合 70パーセントに相当する額</p> <p>イ ホール附属室にあっては、使用日前5日までに取消し又は変更を申し出した場合 90パーセントに相当する額</p> <p>第8条～第18条 省 略</p> <p>別表1～別表2 省 略</p> <p>別表3（第6条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>減免の範囲</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市又は教育委員会が主催する行事</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>2 市又は教育委員会が共催する行事</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>3 市又は教育委員会が後援する行事</td> <td>1割</td> </tr> <tr> <td>4 市長が特に必要と認めるとき</td> <td>1割から10割までの範囲でその都度市長が定める割合</td> </tr> </tbody> </table>	減免の範囲	割合	1 市又は教育委員会が主催する行事	10割	2 市又は教育委員会が共催する行事	5割	3 市又は教育委員会が後援する行事	1割	4 市長が特に必要と認めるとき	1割から10割までの範囲でその都度市長が定める割合	<p>第3条～第6条 省 略</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第7条 条例第9条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 条例第9条第1号に該当する場合 全額</p> <p>(2) 条例第9条第2号に該当する場合</p> <p>ア ホール（ホール附属室を併用する場合も含む。）にあっては、使用日前30日までに取消し又は変更を申し出した場合 70パーセントに相当する額</p> <p>イ ホール（ホール附属室を併用する場合も含む。）にあっては、使用日前10日までに取消し又は変更を申し出した場合 50パーセントに相当する額</p> <p>立 ホール附属室にあっては、使用日前10日までに取消し又は変更を申し出した場合 70パーセントに相当する額</p> <p>エ ホール附属室にあっては、使用日前5日までに取消し又は変更を申し出した場合 50パーセントに相当する額</p> <p>第8条～第18条 省 略</p> <p>別表1～別表2 省 略</p> <p>別表3（第6条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>減免の範囲</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市又は教育委員会が主催する行事</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>2 市又は教育委員会が共催する行事</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>3 市又は教育委員会が後援する行事</td> <td>1割</td> </tr> <tr> <td>4 市長が特に必要と認めるとき</td> <td>1割から10割までの範囲でその都度市長が定める割合</td> </tr> </tbody> </table>	減免の範囲	割合	1 市又は教育委員会が主催する行事	10割	2 市又は教育委員会が共催する行事	5割	3 市又は教育委員会が後援する行事	1割	4 市長が特に必要と認めるとき	1割から10割までの範囲でその都度市長が定める割合
減免の範囲	割合																				
1 市又は教育委員会が主催する行事	10割																				
2 市又は教育委員会が共催する行事	5割																				
3 市又は教育委員会が後援する行事	1割																				
4 市長が特に必要と認めるとき	1割から10割までの範囲でその都度市長が定める割合																				
減免の範囲	割合																				
1 市又は教育委員会が主催する行事	10割																				
2 市又は教育委員会が共催する行事	5割																				
3 市又は教育委員会が後援する行事	1割																				
4 市長が特に必要と認めるとき	1割から10割までの範囲でその都度市長が定める割合																				



<p>備考 冷暖房使用料及び附属設備用品使用料は、この表の1の項又は4の項に該当するものを除き、減免しない。</p>	<p>備考 附属設備用品使用料は、この表の1の項又は4の項に該当するものを除き、減免しない。</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この規則の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、改正後の射水市新湊中央文化会館条例施行規則第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>
------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議案第 1 2 号

射水市小杉文化ホール条例施行規則の一部改正について  
射水市小杉文化ホール条例施行規則の一部を次のように改正する。

平成 2 7 年 3 月 2 6 日 提 出

射水市教育委員会  
教育長 結 城 正 斉

射水市教育委員会規則第 9 号

射水市小杉文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則

射水市小杉文化ホール条例施行規則（平成 1 7 年教育委員会規則第 4 8 号）  
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「2 週間前」を「前日」に改める。

同条同項第 2 号中「練習室、」の次に「楽屋、」を加え、「1 週間前」を「前日」  
に改める。

第 6 条第 1 項第 2 号ア中「2 週間前」を「3 0 日前」に改め、同条同項同号  
イ中「5 日前」を「1 0 日前」に改め、同条同項同号ウ中「5 日前」を「1 0  
日前」に、「9 0 パーセント」を「7 0 パーセント」に改める。

同条同項同号ウの次に次のように加える。

エ 附属施設にあつては、使用日 5 日前までに取消し又は変更を申し出た場  
合 5 0 パーセントに相当する金額  
別表 2 の表備考中「冷暖房使用料及び」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用  
料の額については、改正後の射水市小杉文化ホール条例施行規則第 4 条第 4  
項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 議案第12号

射水市小杉文化ホール条例施行規則の一部改正について

(説明)

文化施設の使用許可申請日及び使用料還付額の統一を図るため、所要の改正を行うもの。

### 1 改正内容

- (1) ホールの使用許可の申請は12月前から前日までにするもの。
- (2) ホール附属室の使用許可の申請は6月前から前日までにするもの。
- (3) ホールの使用取消し又は変更を、使用日前30日までに申し出た場合は、70パーセント相当の額を還付、使用日前10日までに申し出た場合は、50パーセント相当の額を還付するもの。
- (4) ホール附属室の取消し又は変更を、使用日前10日までに申し出た場合は、70パーセント相当の額を還付、使用日前5日までに申し出た場合は、50パーセント相当の額を還付するもの。

### 2 施行期日

平成27年4月1日

射水市小杉文化ホール条例施行規則 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省 略 (使用許可の申請)</p> <p>第2条 条例第6条第1項の規定により、小杉文化ホール（以下「ホール」という。）の使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小杉文化ホール使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請者は、次の区分に従い、定められた期間内に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) ホールについては、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の12月前から使用日の2週間前まで間</p> <p>(2) 研修室、練習室、ホワイエ、アトリウム及び展示コーナー（以下「附属施設」という。）にあつては、使用日の属する月の6月前から使用日の1週間前までの間。ただし、附属施設をホールと併用するときは、前号の期間</p> <p>(3) 申請に係る使用許可の順位は、申請の順序による。ただし、ホールの同一施設又は同一備品を同一日の同一時間に使用したい旨の申請が複数の申請者から同時に行われたときは、教育委員会は、申請者間の協議又は抽選により申請の順序を決定する。</p> <p>第3条～第5条 省 略 (使用料の還付)</p> <p>第6条 条例第10条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次に掲げる額とする。</p>	<p>第1条 省 略 (使用許可の申請)</p> <p>第2条 条例第6条第1項の規定により、小杉文化ホール（以下「ホール」という。）の使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小杉文化ホール使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請者は、次の区分に従い、定められた期間内に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) ホールについては、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の12月前から使用日の前日まで間</p> <p>(2) 研修室、練習室、楽屋、ホワイエ、アトリウム及び展示コーナー（以下「附属施設」という。）にあつては、使用日の属する月の6月前から使用日の前日までの間。ただし、附属施設をホールと併用するときは、前号の期間</p> <p>(3) 申請に係る使用許可の順位は、申請の順序による。ただし、ホールの同一施設又は同一備品を同一日の同一時間に使用したい旨の申請が複数の申請者から同時に行われたときは、教育委員会は、申請者間の協議又は抽選により申請の順序を決定する。</p> <p>第3条～第5条 省 略 (使用料の還付)</p> <p>第6条 条例第10条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次に掲げる額とする。</p>

<p>(1) 条例第10条第1号に該当する場合 全額</p> <p>(2) 条例第10条第2号に該当する場合</p> <p>ア ホール（附属設備を併用する場合も含む。）にあっては、使用日の2週間前までに取消し又は変更を申し出した場合 70パーセントに相当する金額</p> <p>イ ホール（附属設備を併用する場合も含む。）にあっては、使用日の5日前までに取消し又は変更を申し出した場合 50パーセントに相当する金額</p> <p>ウ 附属施設にあっては、使用日5日前までに取消し又は変更を申し出した場合 90パーセントに相当する金額</p> <p>2 使用料の還付を受けようとする者は、小杉文化ホール使用料還付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の申請を承認したときは、小杉文化ホール使用料還付決定通知書（様式第6号）を当該申請者に交付するものとする。</p> <p>第7条～第17条 省 略</p> <p>別表1 省 略</p> <p>別表2（第5条関係）</p> <p>減免の範囲及び割合</p> <table border="1" data-bbox="1187 1160 1321 2011"> <thead> <tr> <th>減免の範囲</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市又は教育委員会が主催する行事</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>2 市又は教育委員会が共催する行事</td> <td>5割</td> </tr> </tbody> </table>	減免の範囲	割合	1 市又は教育委員会が主催する行事	10割	2 市又は教育委員会が共催する行事	5割	<p>(1) 条例第10条第1号に該当する場合 全額</p> <p>(2) 条例第10条第2号に該当する場合</p> <p>ア ホール（附属設備を併用する場合も含む。）にあっては、使用日の30日前までに取消し又は変更を申し出した場合 70パーセントに相当する金額</p> <p>イ ホール（附属設備を併用する場合も含む。）にあっては、使用日の10日前までに取消し又は変更を申し出した場合 50パーセントに相当する金額</p> <p>ウ 附属施設にあっては、使用日10日前までに取消し又は変更を申し出した場合 70パーセントに相当する金額</p> <p>エ 附属施設にあっては、使用日5日前までに取消し又は変更を申し出した場合 50パーセントに相当する金額</p> <p>2 使用料の還付を受けようとする者は、小杉文化ホール使用料還付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の申請を承認したときは、小杉文化ホール使用料還付決定通知書（様式第6号）を当該申請者に交付するものとする。</p> <p>第7条～第17条 省 略</p> <p>別表1 省 略</p> <p>別表2（第5条関係）</p> <p>減免の範囲及び割合</p> <table border="1" data-bbox="1187 273 1321 1120"> <thead> <tr> <th>減免の範囲</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市又は教育委員会が主催する行事</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>2 市又は教育委員会が共催する行事</td> <td>5割</td> </tr> </tbody> </table>	減免の範囲	割合	1 市又は教育委員会が主催する行事	10割	2 市又は教育委員会が共催する行事	5割
減免の範囲	割合												
1 市又は教育委員会が主催する行事	10割												
2 市又は教育委員会が共催する行事	5割												
減免の範囲	割合												
1 市又は教育委員会が主催する行事	10割												
2 市又は教育委員会が共催する行事	5割												

<p>3 市又は教育委員会が後援する行事</p>	<p>1 割</p>
<p>4 市長が特に必要と認めるとき</p>	<p>1 割から 10 割までの範囲で その都度市長が定める割合</p>
<p>備考 <u>冷暖房使用料及び附属設備使用料</u>は、この表の 1 の項又は 4 の項に該当するものを除き、減免しない。</p>	
<p>3 市又は教育委員会が後援する行事</p> <p>1 割</p> <p>4 市長が特に必要と認めるとき</p> <p>1 割から 10 割までの範囲で その都度市長が定める割合</p> <p>備考 <u>附属設備使用料</u>は、この表の 1 の項又は 4 の項に該当するものを除き、減免しない。</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この規則の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、改正後の射水市小杉文化ホール条例施行規則第 4 条第 4 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>	

議案第 1 3 号

射水市大門総合会館条例施行規則の一部改正について  
射水市大門総合会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

平成 2 7 年 3 月 2 6 日 提 出

射水市教育委員会  
教育長 結 城 正 斉

射水市教育委員会規則第 1 0 号

射水市大門総合会館条例施行規則の一部を改正する規則

射水市大門総合会館条例施行規則（平成 1 7 年教育委員会規則第 4 5 号）の  
一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の申請者は、次の区分に従い、定められた期間内に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

- (1) ホール及びこぶしホールにあつては、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の前 1 2 月から使用日の前日までの間
- (2) その他の施設にあつては、使用日の属する月の前 6 月から使用日の前日までの間。ただし、その他の施設を大ホール及びこぶしホールと併設するときは、前項の期間
- (3) 申請に係る使用許可の順位は、申請の順序による。ただし、大ホール及びこぶしホールの同一施設又は同一備品を同一日の同一時間に使用したい旨の申請が複数の申請者から同時に行われたときは、教育委員会は、申請者間の協議又は抽選により申請の順位を決定する。

第 8 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 条例第 1 2 条第 2 号に該当する場合

- ア 大ホール及びこぶしホールにあつては、使用日前 3 0 日までに取消し又は変更を申し出た場合 7 0 パーセントに相当する額
- イ 大ホール及びこぶしホールにあつては、使用日前 1 0 日までに取消し又は変更を申し出た場合 5 0 パーセントに相当する額
- ウ その他の施設にあつては、使用日前 1 0 日までに取消し又は変更を申し出た場合 7 0 パーセントに相当する額
- エ その他の施設にあつては、使用日前 5 日までに取消し又は変更を申し出た場合 5 0 パーセントに相当する額

別表の表備考中「冷暖房使用料及び」を削る。

附 則

この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第13号

射水市大門総合会館施行規則の一部改正について

(説明)

文化施設の使用許可申請日及び使用料還付額の統一を図るため、所要の改正を行うもの。

### 1 改正内容

- (1) ホール及びこぶしホールの使用許可の申請は前12箇月から前日までにするもの。
- (2) その他の施設の使用許可の申請は前6箇月から前日までにするもの。
- (3) ホール及びこぶしホールの使用取消し又は変更を、使用日前30日までに申し出た場合は、70パーセント相当の額を還付、使用日前10日までに申し出た場合は、50パーセント相当の額を還付するもの。
- (4) その他の施設の取消し又は変更を、使用日前10日までに申し出た場合は、70パーセント相当の額を還付、使用日前5日までに申し出た場合は、50パーセント相当の額を還付するもの。

### 2 施行期日

平成27年4月1日



射水市大門総合会館条例施行規則 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省 略 (使用許可の申請)</p> <p>第2条 条例第5条第1項の規定により、総合会館の使用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大門総合会館使用許可申請書(様式第1号)を射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請者は、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の前6月から前日までの間に提出しなければならない。</p> <p>第3条～第7条 省 略 (使用料の還付)</p> <p>第8条 条例第12条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次に掲げる額とする。</p>	<p>第1条 省 略 (使用許可の申請)</p> <p>第2条 条例第5条第1項の規定により、総合会館の使用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大門総合会館使用許可申請書(様式第1号)を射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請者は、次の区分に従い、定められた期間内に提出しなければならない。</p> <p>(1) 大ホール及びこぶしホールにあつては、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の属する月の前12箇月から使用日の前日までの間</p> <p>(2) その他の施設にあつては、使用日の属する月の前6箇月から使用日の前日までの間。ただし、その他の施設を大ホール及びこぶしホールと併用するときは、前号の期間</p> <p>(3) 申請に係る使用許可の順位は、申請の順序による。ただし、大ホール及びこぶしホールの同一施設又は同一備品を同一日の同一時間に使用したい旨の申請が複数の申請者から同時に行われたときは、教育委員会は、申請者間の協議又は抽選により申請の順位を決定する。</p> <p>第3条～第7条 省 略 (使用料の還付)</p> <p>第8条 条例第12条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次に掲げる額とする。</p>

(1) 条例第12条第1号に該当する場合	金額
(2) 条例第12条第2号に該当する場合	
ア 大ホール・こぶしホールその他の施設	使用日前30日まで・・・金額
イ 大ホール	使用日前15日まで・・・50%
ウ その他の施設	使用日前7日まで・・・70%
2 使用料の還付を受けようとする者は、大門総合会館使用料還付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならぬ。	
第9条～第16条 省 略	
別表(第7条関係)	
減免の範囲	割合
1 市又は教育委員会が主催する行事	10割
2 市又は教育委員会が共催する行事	5割
3 市又は教育委員会が後援する行事	1割
4 市長が特に必要と認めるとき	1割から10割までの範囲で その都度市長が定める割合
備考	冷暖房使用料及び附属設備使用料は、この表の1の項又は4の項に該当するものを除き、減免しない。

(1) 条例第12条第1号に該当する場合	金額
(2) 条例第12条第2号に該当する場合	
ア 大ホール及びこぶしホールにあつては、使用日前30日までに取 消し又は変更を申し出した場合	70パーセントに相当する額
イ 大ホール及びこぶしホールにあつては、使用日前10日までに取 消し又は変更を申し出した場合	50パーセントに相当する額
ウ その他の施設にあつては、使用日前10日までに取消し又は変更 を申し出した場合	70パーセントに相当する額
エ その他の施設にあつては、使用日前5日までに取消し又は変更 を申し出した場合	50パーセントに相当する額
2 使用料の還付を受けようとする者は、大門総合会館使用料還付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならぬ。	
第9条～第16条 省 略	
別表(第7条関係)	
減免の範囲	割合
1 市又は教育委員会が主催する行事	10割
2 市又は教育委員会が共催する行事	5割
3 市又は教育委員会が後援する行事	1割
4 市長が特に必要と認めるとき	1割から10割までの範囲で その都度市長が定める割合
備考	附属設備使用料は、この表の1の項又は4の項に該当するものを除き、減免しない。
附 則	
この規則は、平成27年4月1日から施行する。	

## 議案第 1 4 号

射水市陶房「匠の里」条例施行規則の一部改正について  
射水市陶房「匠の里」条例施行規則の一部を次のように改正する。

平成 2 7 年 3 月 2 6 日 提 出

射水市教育委員会  
教育長 結 城 正 斉

## 射水市教育委員会規則第 1 1 号

射水市陶房「匠の里」条例施行規則の一部を改正する規則  
射水市陶房「匠の里」条例施行規則（平成 1 7 年教育委員会規則第 2 6 号）  
の一部を次のように改正する。

第 1 5 条を第 1 6 条とし、第 4 条から第 1 4 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（窯使用料）

第 4 条 条例第 1 0 条の規定による使用料の額は、別表 1 のとおりとする。

第 7 条中「別表 1」を「別表 2」に改める。

第 8 条第 2 項中「別表 2」を「別表 3」に改める。

第 1 3 条中「第 2 条から第 5 条」を「第 2 条、第 3 条及び第 5 条、第 6 条」  
に改める。

第 1 4 条中「第 7 条」を「第 8 条」に、「第 8 条」を「第 9 条」に改める。

別表 2 を別表 3 とし、別表 1 を別表 2 とし、同表の前に次の 1 表を加える。

別表 1（第 4 条関係）窯使用料（燃料費、釉薬代含む。）

区分	料金
素焼窯	5,140 円 / 1 窯
電気釜	20,570 円 / 1 窯
灯油窯	36,000 円 / 1 窯
窖窯	230,000 円 / 1 窯 (薪 400 束まで)

## 備考

- 1 窖窯以外は粘土工芸センターに設置する窯のみ、使用を許可する。
- 2 外部から作品を持ち込んでの使用は、許可しない。
- 3 特殊な炊き方（長時間の窯炊き、特別な炊き方を必要とする釉薬の使用等）の場合は、実費とする。

別表 2 を次のように改める。

別表 2（第 7 条関係）陶芸教室受講料

コース名	料金
------	----

体験コース (1回)	受講料 (粘土代1kg・作品 焼成料込)	1,340円	
	施設使用料	条例 別表2(1)施設使用料による	
水曜コース (3箇月 12回)	15,430円(材料費、作品焼成料等)		
木曜コース (6箇月 24回)	28,800円(材料費、作品焼成料等)		
金・土曜コース (6箇月 40回)	46,290円(材料費、作品焼成料等)		
継続コース (6箇月 40回)	28,800円(材料費、作品焼成料等)		
夜間コース (6箇月 20回)	30,860円(材料費、作品焼成料等)		
絵付けコース (3箇月 6回)	6,170円(材料費、作品焼成料等)		
匠コース (1箇年)	粘土工芸センター利 用料として	市外	市内
		49,370円	43,200円

備考

- 1 各コースで定める粘土量を超過する場合、粘土1kg追加ごとに各コースの受講料に1,030円を加算する。
  - 2 継続コースは、原則自学自習による受講とする。
- 別表3中「第7条」を「第8条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、改正後の射水市陶房「匠の里」条例施行規則第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 議案第14号

射水市陶房「匠の里」条例施行規則の一部改正について

(説明)

窯使用料の額を条例で委任されたため規則で定め、陶芸教室のコース名を分かり易くするため、所要の改正を行うもの。

### 1 改正内容

- (1) 窯使用料を条例で委任されたため規則で定めるもの。
- (2) 窯使用料を薪の使用料に変更するもの。
- (3) 陶芸教室の受講名を分かり易くコース名を変更し、フレックスコースを廃止し、継続コースを新設するもの。

### 2 施行期日

平成27年4月1日

射水市陶房「匠の里」条例施行規則 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(陶芸教室の受講申請)</p> <p>第4条 省略 (受講の許可)</p> <p>第5条 省略 (受講料)</p> <p>第6条 受講の許可を受けた者は、別表1に定める受講料を納めなければならぬ。</p> <p>(減免)</p> <p>第7条 条例第11条の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ匠の里使用料減免申請書(様式第6号)を市長に提出し、許可を受けなければならぬ。</p> <p>2 減免の割合は、別表2のとおりとする。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による申請を許可したときは、匠の里使用料減免決定通知書(様式第7号)を申請者に交付するものとする。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第8条 省略 (使用者等の遵守事項)</p> <p>第9条 省略 (使用後の点検)</p> <p>第10条 省略 (運営委員会)</p>	<p>第1条～第3条 省略 (窯使用料)</p> <p>第4条 条例第10条の規定による使用料の額は、別表1のとおりとする。</p> <p>(陶芸教室の受講申請)</p> <p>第5条 省略 (受講の許可)</p> <p>第6条 省略 (受講料)</p> <p>第7条 受講の許可を受けた者は、別表2に定める受講料を納めなければならぬ。</p> <p>(減免)</p> <p>第8条 条例第11条の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ匠の里使用料減免申請書(様式第6号)を市長に提出し、許可を受けなければならぬ。</p> <p>2 減免の割合は、別表3のとおりとする。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による申請を許可したときは、匠の里使用料減免決定通知書(様式第7号)を申請者に交付するものとする。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 省略 (使用者等の遵守事項)</p> <p>第10条 省略 (使用後の点検)</p> <p>第11条 省略 (運営委員会)</p>

第11条 省 略

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第12条 条例第16条の規定により指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に匠の里の管理を行わせる場合における第2条から第5条までの規定の適用については、これらの規定中「射水市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

第13条 前条の場合における第7条及び第8条の規定の適用については、第7条及び第8条（見出しを含む。）の規定中「条例第11条」とあるのは「条例第19条第4項」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」及び「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「条例第12条ただし書」とあるのは、「条例第19条第5項の規定により準用する条例第12条ただし書」と読み替えるものとする。

第14条 省 略

(その他)

第15条 省 略

第12条 省 略

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第13条 条例第16条の規定により指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に匠の里の管理を行わせる場合における第2条、第3条及び第5条、第6条までの規定の適用については、これらの規定中「射水市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

第14条 前条の場合における第8条及び第9条の規定の適用については、第8条及び第9条（見出しを含む。）の規定中「条例第11条」とあるのは「条例第19条第4項」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」及び「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「条例第12条ただし書」とあるのは、「条例第19条第5項の規定により準用する条例第12条ただし書」と読み替えるものとする。

第15条 省 略

(その他)

第16条 省 略

別表1（第4条関係）窯使用料（燃料費、釉薬代含む。）

区分	料金
素焼窯	5,140円/1窯
電気窯	20,570円/1窯
灯油窯	36,000円/1窯
管窯	230,000円/1窯 (薪400束まで)

備考

1 管窯以外は粘土工芸センターに設置する窯のみ、使用を許可する。

2 外部から作品を持ち込んでの使用は、許可しない。  
 3 特殊な炊き方（長時間の窯炊き、特殊な炊き方を必要とする釉薬の使用等）の場合は、実費とする。

別表2 (第7条関係) 陶芸教室受講料

コース名	料金
体験コース (1回)	受講料 (粘土代 1 kg・作品焼成料込) 1,340 円 施設使用料 条例 別表 2(1)施設使用料による
水曜コース (3 箇月 12 回)	15,430 円(材料費、作品焼成料等)
木曜コース (6 箇月 24 回)	28,800 円(材料費、作品焼成料等)
金・土曜コース (6 箇月 40 回)	46,290 円(材料費、作品焼成料等)
継続コース (6 箇月 40 回)	28,800 円(材料費、作品焼成料等)
夜間コース (6 箇月 20 回)	30,860 円(材料費、作品焼成料等)
絵付けコース (3 箇月 6 回)	6,170 円(材料費、作品焼成料等)
匠コース (1 箇年)	粘土工芸センター 二利用料として 市外 49,370 円 市内 43,200 円

備考 1 各コースで定める粘土量を超過する場合は、粘土 1 kg追加ごとに

別表1 (第6条関係) 陶芸教室受講料

コース名	料金
Aコース (1回)	受講料 (粘土代 1 kg・作品焼成料込) 1,340 円 施設使用料 条例 別表 2(1)施設使用料による
Bコース (6 箇月 40 回)	46,290 円(材料費、作品焼成料等)
Cコース (1 箇年)	受講料 市外 49,370 円 市内 43,200 円 粘土代 2,570 円/20 kg
こぶしコース (3 箇月 12 回)	15,430 円(材料費、作品焼成料等)
夜間コース (6 箇月 20 回)	30,860 円(材料費、作品焼成料等)
絵付けコース (3 箇月 6 回)	6,170 円(材料費、作品焼成料等)
Mコース (6 箇月 24 回)	28,800 円(材料費、作品焼成料等)
フレックスコース (6 回連続自由受講)	9,260 円(材料費、作品焼成料等)

備考 各コースで定める粘土量を超過する場合は、粘土 1 kg追加ごとに  
 各コースの受講料に 1,030 円に加算する。



<p>各コースの受講料に1,030円を加算する。</p> <p>2 <u>継続コースは、原則自学自習による受講とする。</u></p> <p>別表3 (第8条関係) 減免の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>減免の範囲</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市及び市教育委員会が主催する行事</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>市及び市教育委員会が後援する行事</td> <td>5割</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 施設使用料のみを減免の対象とする。</p>	減免の範囲	割合	市及び市教育委員会が主催する行事	10割	市及び市教育委員会が後援する行事	5割	<p>別表2 (第7条関係) 減免の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>減免の範囲</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市及び市教育委員会が主催する行事</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>市及び市教育委員会が後援する行事</td> <td>5割</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 施設使用料のみを減免の対象とする。</p>	減免の範囲	割合	市及び市教育委員会が主催する行事	10割	市及び市教育委員会が後援する行事	5割
減免の範囲	割合												
市及び市教育委員会が主催する行事	10割												
市及び市教育委員会が後援する行事	5割												
減免の範囲	割合												
市及び市教育委員会が主催する行事	10割												
市及び市教育委員会が後援する行事	5割												
<p><u>附 則</u> (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、改正後の射水市陶房「匠の里」条例施行規則第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>													

議案第 15 号

射水市文化財保護条例施行規則の一部改正について

射水市文化財保護条例施行規則の一部を次のように改正する。

平成 27 年 4 月 1 日 提出

射水市教育委員会  
教育長 結 城 正 斉

射水市教育委員会規則第 12 号

射水市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

射水市文化財保護条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 4 号から様式第 13 号までの規定中「射水市教育委員会委員長」を「射水市教育委員会」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 15 号

射水市文化財保護条例施行規則の一部改正について

(説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

### 1 改正内容

- (1) 現行の教育委員会の委員長と教育長を一本化した新たな教育長が置かれることに伴い、関係規定の整備を行うもの。

### 2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

射水市教育委員会

所有者の住所(所在地)

氏名(名称)



指定文化財指定申請書

このことについて、次のとおり射水市指定文化財として指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 種別及び名称
- 2 種類及び員数
- 3 所有者の住所(所在地)、氏名(名称)、生年月日
- 4 指定を受けた場合の管理責任者の住所(所在地)、氏名(名称)
- 5 現状及び内容
- 6 作者、年代及び由来等
- 7 申請の理由

その他参考となる書類

- ・構造、形式、品質、形状、大きさ、重量、材質、特徴を記載した文書
- ・見取図
- ・写真等

様式第4号(第4条関係)

年 月 日

様

射水市教育委員会



指定文化財指定解除通知書

このことについて、次のとおり射水市指定文化財の指定を解除したので通知します。

記

- 1 名称
- 2 員数、員数の細目並びに構造及び形式、形状、寸法、重量又は材質その他の特徴
- 3 所有者の住所(所在地)、氏名(名称)
- 4 解除の理由

様式第5号(第4条関係)

年 月 日

様

射水市教育委員会



指定無形文化財認定解除通知書

このことについて、次のとおり射水市指定無形文化財の保持者としての認定を解除したので通知します。

記

- 1 名称
  
- 2 芸名、雅号等
  
- 3 解除の理由

様式第6号(第5条関係)

年 月 日

所有者の住所(所在地)  
氏名(名称)



射水市教育委員会

指定文化財現状変更許可申請書

このことについて、次のとおり現状変更したいので別紙設計仕様書設計図、見取図及び写真を添えて申請します。

記

- 1 種別、名称及び員数
- 2 指定年月日、指定番号
- 3 現状変更を必要とする理由
- 4 現状変更の内容及び方法
- 5 現状変更の着手及び終了の予定時期
- 6 その他参考となる事項

年 月 日

旧所有者(管理者)の住所(所在地)

氏名(名称)



新所有者(管理者)の住所(所在地)

氏名(名称)



射水市教育委員会

指定文化財 所有者 変更届書  
管理者

このことについて、次のとおり変更したので届けます。

記

- 1 種別、名称及び員数
- 2 指定年月日、指定書番号
- 3 旧所有者(管理者)の住所(所在地)、氏名(名称)
- 4 新所有者(管理者)の住所(所在地)、氏名(名称)
- 5 変更年月日
- 6 変更理由



様式第8号(第5条関係)

年 月 日

所有者の住所(所在地)  
氏名(名称) 印  
管理責任者の住所(所在地)  
氏名(名称) 印

射水市教育委員会

指定文化財管理責任者 選任 届書  
解任

このことについて、次のとおり選任(解任)したので届けます。

記

- 1 種別、名称及び員数
- 2 指定年月日、指定書番号
- 3 管理責任者の住所(所在地)氏名(名称)
- 4 選任(解任)年月日
- 5 選任(解任)理由

年 月 日

所有者の住所(所在地)	
氏名(名称)	印
旧管理責任者の住所(所在地)	
氏名(名称)	印
新管理責任者の住所(所在地)	
氏名(名称)	印

射水市教育委員会

指定文化財管理責任者変更届書

このことについて、次のとおり変更したので届けます。

記

- 1 種別、名称及び員数
- 2 指定年月日、指定書番号
- 3 旧管理責任者の住所(所在地)、氏名(名称)
- 4 新管理責任者の住所(所在地)、氏名(名称)、職業
- 5 変更年月日
- 6 変更理由

様式第10号(第5条関係)

年 月 日

変更前の住所(所在地)

氏名(名称)



変更後の住所(所在地)

氏名(名称)



射水市教育委員会

指定文化財 所有者  
管理責任者 の氏名(名称)、住所(所在地)変更届書

このことについて、次のとおり氏名(住所)を変更したので届けます。

記

- 1 種別、名称及び員数
- 2 指定年月日、指定書番号
- 3 変更前の氏名(名称)、住所(所在地)
- 4 変更後の氏名(名称)、住所(所在地)
- 5 変更年月日
- 6 変更理由

年 月 日

所有者の住所(所在地)  
氏名(名称) 印  
管理責任者の住所(所在地)  
氏名(名称) 印

射水市教育委員会

指定文化財の所在場所変更届書

このことについて、次のとおり変更したので届けます。

記

- 1 種別、名称及び員数
- 2 指定年月日、指定書番号
- 3 変更前の所在の場所
- 4 変更後の所在の場所
- 5 変更年月日
- 6 変更理由

様式第12号(第5条関係)

年 月 日

所有者の住所(所在地)  
氏名(名称) ㊟  
管理責任者の住所(所在地)  
氏名(名称) ㊟

射水市教育委員会

指定文化財の滅失(損傷、亡失、盗難)届書

このことについて、次のとおり滅失(損傷、亡失、盗難)したので届けます。

記

- 1 種別、名称及び員数
- 2 指定年月日、指定書番号
- 3 事実の生じた日時、場所
- 4 事故の概要

様式第13号(第5条関係)

年 月 日

保持者との続柄  
相続人の住所  
氏名



射水市教育委員会

指定無形文化財の保持者死亡届書

このことについて、次のとおり死亡したので届けます。

記

- 1 指定無形文化財の名称
- 2 保持者の氏名、芸名、雅号
- 3 認定年月日、認定書番号
- 4 死亡年月日

議案第 16 号

射水市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について

射水市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

平成 27 年 3 月 26 日 提 出

射水市教育委員会  
教育長 結 城 正 斉

射水市教育委員会規則第 13 号

射水市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則

射水市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則（平成 18 年射水市教育委員会規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号から様式第 5 号までを次のように改める。

- 様式第 1 号（別紙）
- 様式第 2 号（別紙）
- 様式第 3 号（別紙）
- 様式第 4 号（別紙）
- 様式第 5 号（別紙）

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

射水市立学校体育施設開放使用登録申請書

年 月 日

射水市教育委員会

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号



学校体育施設の使用団体として登録されるよう次のとおり申請します。

団体の名称		
団体の所在地		
団体の代表者		
目 的		
使用人数		大人 人 子供 人 合計 人
連絡責任者	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
摘 要		

使用開放施設 小・中 学校・体育館・グラウンド・夜間照明施設

※ 添付書類 学校体育施設使用・登録名簿並びに誓約書



様式第2号(第4条関係)

射水市立学校体育施設開放使用登録許可証

許可第 号  
年 月 日

\_\_\_\_\_ 様

射水市教育委員会 印

次のとおり学校体育施設の使用団体としての登録を許可します。

団体の名称						
団体の所在地						
団体の責任者						
目的						
使用人数	大人	人	子供	人	合計	人
連絡責任者	氏名					
	住所					
	電話番号					
摘要						

使用開放施設

小・中学校・体育館・グラウンド・夜間照明施設

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

射水市立学校体育施設開放使用申請書  
( 年 月分)

射水市教育委員会

申請者	氏名(団体の名称、代表者)		印
	住所(団体の所在地)	連絡責任者 (電話番号)( ) —	

次のとおり射水市立学校体育施設を使用したいので申請します。

使用施設名	小・中 学校	・体育館 ・グラウンド
使用日時	月 日( 曜日)	時 分から 時 分まで
	月 日( 曜日)	時 分から 時 分まで
	月 日( 曜日)	時 分から 時 分まで
	月 日( 曜日)	時 分から 時 分まで
	月 日( 曜日)	時 分から 時 分まで
	月 日( 曜日)	時 分から 時 分まで
使用目的 (大会名称等)	※ 大会等の場合、要項等があれば添付願います。	
使用人数	大人 人 子供 人	合計 人
使用料金	回 × 円 = 円	
領収確認	払込領収証書整理 No.	
特記事項		

※ 太枠内は記入しないでください。


様式第4号(第7条関係)

許可第 号  
年 月 日

射水市立学校体育施設開放使用許可書  
( 年 月分)

申請者	氏名(団体の名称、代表者)	
	住所(団体の所在地)	連絡責任者 (電話番号)( ) -

次のとおり射水市立学校体育施設の使用を許可します。

射水市教育委員会 

使用施設名	小・中 学校 ・体育館 ・グラウンド ・夜間照明施設
使用日時	月 日( 曜日) 時 分から 時 分まで
	月 日( 曜日) 時 分から 時 分まで
	月 日( 曜日) 時 分から 時 分まで
	月 日( 曜日) 時 分から 時 分まで
	月 日( 曜日) 時 分から 時 分まで
	月 日( 曜日) 時 分から 時 分まで
使用目的 (大会名称等)	
使用人数	大人 人 子供 人 合計 人
使用料金	回 × 円 = 円
領収確認	払込領収証書整理 No.
特記事項	

使用上の心得

- (1) 火気の使用又喫煙はしないこと。
- (2) 許可を得ないで広告物等を掲示し、又は配布しないこと。
- (3) 騒音を発生し、又は暴力をふるうなど他人に迷惑を及ぼす行為はしないこと。
- (4) 許可を受けた目的以外に使用し、又は転貸し、若しくは使用の権利を譲渡しないこと。
- (5) 使用後は、使用場所の原状回復を行い、整理・清掃を必ず行うこと。
- (6) 使用中に出したゴミや空き缶については、各自が持ち帰り処分すること。

- (7) グラウンドへ自動車及び自転車は乗り入れないこと。
- (8) 活動終了後は、速やかに解散し、長時間にわたり留まらないこと。

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

射水市立学校体育施設開放使用許可  
取消(変更)申請書

射水市教育委員会

申請者	氏名(団体の名称、代表者)		印
	住所(団体の所在地)	連絡責任者	(電話番号)( ) -

年 月 日付け許可第 号で射水市立学校体育施設の使用許可を受けましたが、次の理由により使用を取消(変更)したいので、射水市立学校体育施設条例施行規則第8条の規定により申請します。

使用施設名	小・中 学校	・体育館	・グラウンド
取消又は変更する日時	月 日( 曜日)	時 分から	時 分まで
	月 日( 曜日)	時 分から	時 分まで
	月 日( 曜日)	時 分から	時 分まで
	月 日( 曜日)	時 分から	時 分まで
申請内容	取 消 ・ 変 更		
取消(変更)理由			

※ 添付書類 射水市立学校体育施設開放使用許可書

議案第16号

射水市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について

(説明)

射水市立学校体育施設の開放に関する条例（平成18年射水市条例第66号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

様式からクラブハウスの項目を削除する。

2 施行期日

平成27年4月1日

議案第 17 号

射水市立幼稚園管理規則の一部改正について

射水市立幼稚園管理規則の一部を次のように改正する。

平成 27 年 3 月 26 日 提 出

射水市教育委員会

教育長 結 城 正 斉

射水市教育委員会規則第 14 号

射水市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

射水市立幼稚園管理規則（平成 17 年射水市教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第17号

射水市立幼稚園管理規則の一部改正について

(説明)

学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

学校保健安全法施行令の引用条項を改めるもの。

2 施行期日

平成27年4月1日

射水市立幼稚園管理規則(平成17年射水市教育委員会規則第13号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(原級留置・出席停止)</p> <p>第13条 園長は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条及び学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第5条の規定により、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある幼児があるときは、その保護者に対して、当該幼児の出席停止を命ずることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(原級留置・出席停止)</p> <p>第13条 園長は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条及び学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第6条の規定により、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある幼児があるときは、その保護者に対して、当該幼児の出席停止を命ずることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>



議案第 18 号

射水市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について

射水市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を次のように改正する。

平成 27 年 3 月 26 日 提 出

射水市教育委員会

教育長 結 城 正 斉

射水市教育委員会告示第 1 号

射水市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について

射水市立幼稚園預かり保育実施要綱（平成 18 年射水市教育委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

射水市立幼稚園一時預かり事業実施要綱

第 1 条から第 3 条までの規定中「預かり保育」を「一時預かり」に改める。

第 4 条第 1 項中「預かり保育」を「一時預かり」に改め、同項第 4 号中「預かり保育」を「一時預かり」に改め、同条第 2 項中「預かり保育」を「一時預かり」に改め、同項第 4 号中「預かり保育」を「一時預かり」に改め、同条第 3 項中「緊急一時的に」を「緊急かつ一時的に」に、「預かり保育」を「一時預かり」に改める。

第 5 条中「預かり保育」を「一時預かり」に改める。

第 6 条の見出し中「預かり保育」を「実施」に改め、同条中「預かり保育」を「一時預かり」に改める。

第7条第1項中「預かり保育を」を「一時預かりを」に、「預かり保育申請書」を「射水市立幼稚園一時預かり利用申請書」に改め、同条第2項中「預かり保育を」を「一時預かりを」に、「1日預かり保育申請書」を「射水市立幼稚園1日利用一時預かり利用申請書」に改める。

第8条第1項中「預かり保育」を「一時預かり」に改め、同条第2項中「預かり保育辞退届」を「射水市立幼稚園一時預かり利用辞退届」に改める。

第9条の見出し及び同条中「預かり保育料」を「一時預かり料」に改め、同条第1号ただし書中「預かり保育」を「一時預かり」に改める。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号（別紙）

様式第2号（別紙）

様式第3号（別紙）

#### 附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

## 議案第18号

### 射水市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について

(説明)

本年4月から子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係規定を整備するため、所要の改正を行うもの。

#### 1 改正内容

事業名を「預かり保育」から「一時預かり」に改正するもの。

#### 2 施行期日

平成27年4月1日

射水市立幼稚園預かり保育実施要綱(平成18年射水市教育委員会告示第1号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>射水市立幼稚園預かり保育 実施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、射水市立幼稚園での保育時間終了後や夏季休業日等長期休業期間中、希望する在園児を当該施設で預かり、保育すること(以下「<u>預かり保育</u>」という。)により、幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援することを目的とする。</p> <p>(実施園)</p> <p>第2条 <u>預かり保育</u>を実施する射水市立幼稚園(以下「<u>実施園</u>」という。)は、射水市立七美幼稚園、射水市立本江幼稚園及び射水市立大門わかば幼稚園とする。</p> <p>(利用形態)</p> <p>第3条 幼稚園で実施する<u>預かり保育</u>の利用形態は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(対象児)</p> <p>第4条 通年利用の対象児は、保護者が「<u>預かり保育</u>」を希望する実施園の在園児で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他園長が<u>預かり保育</u>を必要と認めたと園児</p>	<p>射水市立幼稚園一時預かり事業実施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、射水市立幼稚園での保育時間終了後や夏季休業日等長期休業期間中、希望する在園児を当該施設で預かり、保育すること(以下「<u>一時預かり</u>」という。)により、幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援することを目的とする。</p> <p>(実施園)</p> <p>第2条 <u>一時預かり</u>を実施する射水市立幼稚園(以下「<u>実施園</u>」という。)は、射水市立七美幼稚園、射水市立本江幼稚園及び射水市立大門わかば幼稚園とする。</p> <p>(利用形態)</p> <p>第3条 幼稚園で実施する<u>一時預かり</u>の利用形態は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(対象児)</p> <p>第4条 通年利用の対象児は、保護者が「<u>一時預かり</u>」を希望する実施園の在園児で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他園長が<u>一時預かり</u>を必要と認めたと園児</p>

2 一時利用の対象児は、保護者が預かり保育を希望する実施園の在園児で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) その他園長が預かり保育を必要と認めた園児

3 1日利用の対象児は、当該日に保護者が留守のため、緊急一時的に預かり保育が必要になった園児とする。

4 (略)

(実施日)

第5条 預かり保育の実施日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、次の各号に該当する日は実施しない。

(1)～(3) (略)

(預かり保育時間)

第6条 預かり保育の実施時間は、次に掲げる時間とする。

(1)・(2) (略)

(申請及び承諾)

第7条 通年利用又は一時利用による預かり保育を希望する保護者は、預かり保育申請書 (様式第1号)に必要書類を添えて園長に提出し、園長の承諾を受けなければならない。

2 1日利用の預かり保育を希望する保護者は、原則として利用を希望する日の2日前までに1日預かり保育申請書 (様式第2号)を園長に提出し、園長の承諾を受けなければならない。

(変更の届出等)

2 一時利用の対象児は、保護者が一時預かりを希望する実施園の在園児で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) その他園長が一時預かりを必要と認めた園児

3 1日利用の対象児は、当該日に保護者が留守のため、緊急かつ一時的に一時預かりが必要になった園児とする。

4 (略)

(実施日)

第5条 一時預かりの実施日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、次の各号に該当する日は実施しない。

(1)～(3) (略)

(実施 時間)

第6条 一時預かりの実施時間は、次に掲げる時間とする。

(1)・(2) (略)

(申請及び承諾)

第7条 通年利用又は一時利用による一時預かりを希望する保護者は、射水市立幼稚園一時預かり利用申請書(様式第1号)に必要書類を添えて園長に提出し、園長の承諾を受けなければならない。

2 1日利用の一時預かりを希望する保護者は、原則として利用を希望する日の2日前までに射水市立幼稚園1日利用一時預かり利用申請書(様式第2号)を園長に提出し、園長の承諾を受けなければならない。

(変更の届出等)

<p>第8条 前条の規定による承諾を受けた保護者は、<u>預かり保育の利用</u>の内容に変更が生じたときは速やかにその旨を園長に届け出なければならぬ。</p> <p>2 保護者は、第4条第1項各号及び同条第2項各号のいずれの要件にも該当しなくなったとき、又は利用を辞退しようとするときは、園長に<u>預かり保育辞退届</u>（様式第3号）を提出しなければならぬ。</p> <p>（<u>預かり保育料</u>）</p> <p>第9条 <u>預かり保育料</u>は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 休業日 日額300円。ただし、<u>預かり保育の実施時間</u>が正午までの場合及び午後1時以降の場合は200円</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第8条 前条の規定による承諾を受けた保護者は、<u>一時預かりの利用</u>の内容に変更が生じたときは速やかにその旨を園長に届け出なければならぬ。</p> <p>2 保護者は、第4条第1項各号及び同条第2項各号のいずれの要件にも該当しなくなったとき、又は利用を辞退しようとするときは、園長に<u>水市立幼稚園一時預かり利用辞退届</u>（様式第8号）を提出しなければならぬ。</p> <p>（<u>一時預かり料</u>）</p> <p>第9条 <u>一時預かり料</u>は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 休業日 日額300円。ただし、<u>一時預かりの実施時間</u>が正午までの場合及び午後1時以降の場合は200円</p> <p>(2) (略)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 子ども・子育て支援新制度における保育料(利用者負担)について

## — 本市の保育料(案)設定に関する考え方 —

## 1 国が定める認定区分毎の保育料の設定方法について

保育料に関しては、国の「公定価格の単価(案)」及び「保育料基準額(上限額基準)」に基づき、下記の認定区分毎に市が保育料を定める。

なお、所得階層区分については、市町村民税額を基に設定することに統一する。

認定区分	対象	該当施設・事業	国の考え方
1号認定	満3歳以上 教育のみ	幼稚園、認定こども園	現行の民間施設の 平均負担水準を基本
2号認定 (標準時間:11H)	満3歳以上 保育が必要	保育園、認定こども園	現行の保育制度の 利用者負担を基本
2号認定 (短時間:8H)			2号認定(標準時間) の98.3%を基本
3号認定 (標準時間:11H)	満3歳未満 保育が必要	保育園、認定こども園	現行の保育制度の 利用者負担を基本
3号認定 (短時間:8H)			3号認定(標準時間) の98.3%を基本

※ 保育料の切り替え時期は、市町村民税の賦課決定後の9月とする。

## 2 本市の認定区分毎の保育料の設定について〔別紙P1〕

## (1) 1号認定保育料について

- ① 新制度では、公立・民間を問わず市が定める保育料において統一する。  
設定した保育料は新制度施行日(平成27年4月1日)から適用する。  
(ただし、新制度に移行しない私立幼稚園は、従来通り各園で設定する。)
- ② 3歳以上児に係る給食費については、2号認定保育料には含んでいるが、1号認定保育料には含まれず実費徴収(4,000円程度)となる。  
この給食費相当分の負担を含めて、利用時間が短い1号認定保育料が2号認定保育料を上回らないように設定する。  
なお、上記の設定ができない「生活保護世帯(第1階層)」と「市町村民税非課税世帯(第2-1階層)」については、給食費相当分を助成する。

- ③ 市が設定する1号認定保育料について、現行の公立幼稚園保育料（上限6,500円）を上回る階層があることから、激変緩和のため経過措置を設ける。  
〔別紙P2〕

**(2) 2号・3号認定保育料について**

- ① これまで所得税課税世帯については所得税を算定の基礎としていたが、新制度では全て市町村民税に基づいて設定する。
- ② 平成27年9月から、新制度に伴う改正後の保育料を適用する。  
なお、平成27年4月から8月までは、現行の負担水準を基本に設定した保育料を適用する。〔別紙P3〕
- ③ 現行の保育園保育料水準を基本としながら、より適切な応能負担体系とするため、現在の6・7階層を細分化し、保育料額を増減する。
- ④ 保育短時間認定の保育料については、国と同様に保育標準時間認定者の98.3%を基本に設定する。
- ⑤ 国の考え方に基づいて、国が定める「給付単価」を限度として設定する。



平成27年度射水市保育料徴収基準額表 I (案)  
1号認定保育料(5階層・14区分)

階層	区分	1号認定(月額)
1	生活保護世帯	給食費助成 0
2	市町村民税 非課税世帯	給食費助成 1,300
	市町村民税 均等割額のみ	1,300
3	市町村民税所得割額 24,300円以下	(-1,900)
	市町村民税所得割額 48,600円以下	2,000
	市町村民税所得割額 59,000円以下	(-900)
4	市町村民税所得割額 77,100円以下	3,000
	市町村民税所得割額 97,000円以下	(一部-1,300)
5	市町村民税所得割額 115,000円以下	(一部-1,300)
	市町村民税所得割額 169,000円以下	5,200
6	市町村民税所得割額 211,200円以下	(+500)
	市町村民税所得割額 301,000円以下	7,000
7	市町村民税所得割額 397,000円以下	(+2,500)
	市町村民税所得割額 397,001円以上	9,000
8	市町村民税所得割額 486,000円以下	(+4,500)
	市町村民税所得割額 580,800円以下	11,000
9	市町村民税所得割額 675,600円以下	(+6,500)
	市町村民税所得割額 770,400円以下	13,000
10	市町村民税所得割額 865,200円以下	(+8,500)
	市町村民税所得割額 960,000円以下	15,000
11	市町村民税所得割額 1,054,800円以下	(+10,500)
	市町村民税所得割額 1,149,600円以下	17,000
12	市町村民税所得割額 1,239,200円以下	(+12,500)
	市町村民税所得割額 1,334,000円以上	19,000

2号認定及び3号認定保育料(8階層・18区分)

(単位:円)

階層	区分	2号認定(月額)		3号認定(月額)	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0	0	0	0
2	市町村民税 非課税世帯	(-1,000)	0	(-1,000)	0
	市町村民税 均等割額のみ	2,000	1,900	4,000	3,900
3	市町村民税所得割額 24,300円未満	(-1,000)	6,800	(-1,000)	8,800
	市町村民税所得割額 48,600円未満	(-1,000)	8,800	(-1,000)	10,800
	市町村民税所得割額 59,000円未満	10,000	9,800	(-1,000)	12,700
4	市町村民税所得割額 79,000円未満	14,000	13,700	(-1,000)	15,700
	市町村民税所得割額 97,000円未満	15,000	14,700	(-1,000)	16,700
5	市町村民税所得割額 115,000円未満	19,000	18,600	(-1,000)	21,600
	市町村民税所得割額 133,000円未満	21,000	20,600	26,000	25,500
6	市町村民税所得割額 151,000円未満	22,000	21,600	(+1,000)	28,500
	市町村民税所得割額 169,000円未満	23,000	22,600	(+1,000)	30,400
7	市町村民税所得割額 211,200円未満	24,000	23,500	(+1,000)	32,400
	市町村民税所得割額 244,000円未満	26,000	25,500	(+2,000)	35,300
8	市町村民税所得割額 301,000円未満	28,000	27,500	(+2,000)	37,300
	市町村民税所得割額 397,000円未満	28,000	27,500	(+4,000)	39,300
9	市町村民税所得割額 486,000円未満	(-1,000)	28,500	(+4,000)	41,200
	市町村民税所得割額 580,800円未満	29,000	28,500	(+6,000)	43,200
10	市町村民税所得割額 675,600円未満	(-1,000)	28,500	(+6,000)	44,200
	市町村民税所得割額 770,400円以上	29,000	28,500	(+6,000)	46,200

※ 表中のカッコ内は、現行公立幼稚園保育料(減免後)及び現行保育園保育料との増減額を表示

給付単価を限度として設定

(注1) (1号認定)年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目の保育料は半額、3人目の保育料は無料となります。(公立幼稚園は平成27年度から適用)

(注2) (2・3号認定)同一世帯から2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園等に入所又は利用している場合、最年長の子どもから順に2人目の保育料は半額、3人目以降は無料となります。

(注3) (1・2・3号認定)第3子以降の保育料は無料となります。

(注4) (1・2・3号認定)第2階層に属している世帯のうち、ひとり親家庭等医療費受給世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯は無料となります。

# 公立幼稚園保育料の経過措置(案)について

- ① 平成25・26年度入園児童については、卒園するまで現行保育料(6,500円)を上限とする。
- ② 平成27年度入園児童については、保育料改定(案)が未提示のため、卒園まで現行保育料(6,500円)を上限とする。
- ③ 平成28年度入園児童については、激変緩和の措置を設け、卒園まで13,000円を上限とする。(月額)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
① 25年度入園	6,500	卒園				
② 26年度入園	6,500	6,500	卒園			
③ 27年度入園	6,500	6,500	6,500	卒園		
③ 28年度入園		13,000	13,000	13,000	卒園	
29年度入園			19,000	19,000	19,000	卒園

在園児

## ①及び② 平成25・26年度及び平成27年度入園児童保育料 ③ 平成28年度入園児童保育料

階層区分	区分	就園第1子 (P1-(注1))		就園第2子 (P1-(注1))	
		市町村民税(所得割額)	1号認定	1号認定	1号認定
1	生活保護世帯		0	0	0
2	非課税世帯		1,300	1,300	650
	均等割額のみ		1,300	1,300	650
3	1 24,300円以下		2,000	2,000	1,000
	2 48,600円以下		3,000	3,000	1,500
	3 59,000円以下		3,900	3,900	1,950
	4 77,100円以下		5,200	5,200	2,600
4	1 97,000円以下		6,500	6,500	3,500
	2 115,000円以下		6,500	6,500	4,500
	3 169,000円以下		6,500	6,500	5,500
	4 211,200円以下		6,500	6,500	6,500
5	1 301,000円以下		6,500	6,500	6,500
	2 397,000円以下		6,500	6,500	6,500
	3 397,001円以上		6,500	6,500	6,500

階層区分	区分	就園第1子 (P1-(注1))		就園第2子 (P1-(注1))	
		市町村民税(所得割額)	1号認定	1号認定	1号認定
1	生活保護世帯		0	0	0
2	非課税世帯		1,300	1,300	650
	均等割額のみ		1,300	1,300	650
3	1 24,300円以下		2,000	2,000	1,000
	2 48,600円以下		3,000	3,000	1,500
	3 59,000円以下		3,900	3,900	1,950
	4 77,100円以下		5,200	5,200	2,600
4	1 97,000円以下		7,000	7,000	3,500
	2 115,000円以下		9,000	9,000	4,500
	3 169,000円以下		11,000	11,000	5,500
	4 211,200円以下		13,000	13,000	6,500
5	1 301,000円以下		13,000	13,000	7,500
	2 397,000円以下		13,000	13,000	8,500
	3 397,001円以上		13,000	13,000	9,500

# 平成27年4月から8月までの2号・3号認定保育料(案)

平成26年度保育料徴収基準額表

階層	区分	保育料(月額)	
		3歳以上児	3歳未満児
1	生活保護世帯	円 0	円 0
2	前年度市町村民税非課税	3,000	5,000
	前年度均等割額のみ	8,000	10,000
3	前年度所得割額5,000円未満	10,000	12,000
	前年度所得割額5,000円以上	11,000	14,000
4	所得税額9,000円未満	14,000	17,000
	所得税額25,000円未満	15,000	18,000
5	所得税額40,000円未満	19,000	23,000
	所得税額55,000円未満	21,000	26,000
6	所得税額70,000円未満	22,000	28,000
	所得税額85,000円未満	23,000	30,000
7	所得税額103,000円未満	24,000	32,000
	所得税額133,000円未満	26,000	34,000
8	所得税額413,000円未満	28,000	36,000
	所得税額734,000円未満	30,000	38,000
	所得税額734,000円以上	32,000	40,000



平成27年4月から8月までの保育料徴収基準額表Ⅱ(案)

階層	区分	保育料(月額)			
		2号認定(3歳以上児)		3号認定(3歳未満児)	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯	円 0	円 0	円 0	円 0
	非課税世帯	3,000	2,900	5,000	4,900
2	均等割額のみ	8,000	7,800	10,000	9,800
	所得割額24,300円未満	10,000	9,800	12,000	11,700
3	所得割額48,600円未満	11,000	10,800	14,000	13,700
	所得割額59,000円未満	14,000	13,700	17,000	16,700
4	所得割額79,000円未満	15,000	14,700	18,000	17,600
	所得割額97,000円未満	19,000	18,600	23,000	22,600
5	所得割額115,000円未満	21,000	20,600	26,000	25,500
	所得割額133,000円未満	22,000	21,600	28,000	27,500
6	所得割額151,000円未満	23,000	22,600	30,000	29,400
	所得割額169,000円未満	24,000	23,500	32,000	31,400
7	所得割額187,000円未満	26,000	25,500	34,000	33,400
	所得割額301,000円未満	28,000	27,500	36,000	35,300
8	所得割額397,000円未満	29,000	28,500	38,000	37,300
	所得割額397,000円以上	29,000	28,500	40,000	39,300

給付単価を限度として設定

(注1) 4月から8月までの保育料は、現行の負担水準を基本とし、国基準(※)に基づき、所得税額を市町村民税所得割額に換算した保育料徴収基準額表Ⅱ(案)を適用する。  
 (注2) 保育料算定の切り替え時期である9月から、保育料徴収基準額表Ⅰ(案)を適用する。

【※国基準のモデル世帯】

- ・ 父、母、子ども2人世帯を想定(母はパートタイム労働にて所得税非課税程度の年収、廃止前の年少扶養控除(子ども2人)を反映)

## 平成 27 年度 学校訪問計画について

平成 27 年 3 月 26 日

## 1 目 的

教育委員が、学校におけるいじめ・体罰等の成果や課題、学校運営等を把握し、適切な指導を行うため、計画的に学校訪問を行う。

## 2 計 画

	小学校	中学校
平成 24 年度【参考】	小杉小学校 10 月	小杉中学校 11 月
平成 25 年度【参考】	大島小学校 4 月	新湊中学校 11 月
	歌の森小学校 5 月	
	中太閤山小学校 9 月	
平成 26 年度【参考】	作道小学校 4 月	射北中学校 5 月
	大門小学校 10 月	大門中学校 9 月
	歌の森小学校 1 月	
平成 27 年度 4 月		
5 月		○
6 月	○	
7 月		
8 月		
9 月	○	
10 月		○
11 月		
12 月		
平成 28 年 1 月	○	
2 月		○
3 月		

※ 訪問は、原則午後からとします。

平成26年度末 人事異動の状況と当面の問題点

1 管内異動の方針

- (1) 学校の教育課題に積極的に取り組むため、管理職の登用に当たっては、管理指導能力と意欲のある者を積極的に登用する。
- (2) 教育水準の維持、向上を図る立場から、校種間、地教委間の交流を推進するとともに、同一校勤務10年以上を解消する。
- (3) 生徒指導体制の確立を図る立場から、組織を生かした生徒指導が継続的に推進されるよう、学校や地域の実情を踏まえた配置に努める。

2 平成26年度末人事異動の状況

(1) 異動件数と異動率(こまどり養護学校は、小学校に含む)

小学校	中学校	計	校長	教頭	教諭	養護教諭	学校栄養職員	計	異動率
6 (8)	2 (3)	8 (11)	8 (7)	46 (49)	4 (5)	3 (1)	67 (70)	22.4 (23.3)	
15 (15)	6 (6)	21 (21)	16 (17)	249 (250)	15 (15)	4 (4)	299 (301)	26.9 (25.0)	
24 (25)	8 (8)	32 (32)	8 (8)	154 (147)	6 (6)	1 (1)	175 (168)	24.1 (23.9)	
403	21 (21)	424 (425)	24 (25)	403 (397)	21 (21)	5 (5)	474 (469)		

(2) 管理職の異動

ア 新校長・新教頭の登用

年齢	小学校から	中学校から	計	異動先										計	平均年齢				
				赤尾、綱	探野	満保	福田、矢野	金源	宮内、荒治	進野	( )は女性で内数								
43以下	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	計	54.7	
43以下													1 (1)	2			3 (1)	0 (0)	58.0
43以下															1		1 (0)	0 (0)	55.5
43以下																	4 (1)	0 (0)	49.0
43以下																	3 (1)	2 (1)	53.5
43以下																	6 (2)	6 (2)	50.8

イ 校長・教頭の年齢構成

年齢	小学校	中学校	計	異動先										計	平均年齢			
				赤尾、綱	探野	満保	福田、矢野	金源	宮内、荒治	進野	( )は女性で内数							
43以下	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	計	56.7
43以下													3 (1)	3 (2)	3 (2)	2 (1)	15 (7)	57.0
43以下															2	3	6 (0)	57.8
43以下				2				1 (1)	3 (2)				2 (2)	3 (2)	1		16 (9)	53.8
43以下									1	2 (1)			1		2		8 (1)	55.6

## 平成 27 年度学校歯科医の変更について

2月定例教育委員会で平成27年度学校医等の委嘱について承認をいただきましたが、市歯科医師会から大門小学校の学校歯科医の変更について、下記のとおり連絡がありましたので報告いたします。

## 記

学校名	区分	退任	新任
大門小学校	学校歯科医	三島 純子 (三島歯科医院)	山崎 史晃 (やまざき歯科医院)

## 平成 27 年度 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師一覧表

平成 27 年 4 月 1 日

学 校 名	学校医 (内科)	〃 (耳鼻科)	〃 (眼科)	学校歯科医	学校薬剤師
放生津小学校	田中 道夫	村井 満	越野 豊	松木 基祐	永野 康己
新湊小学校	姫野 洋一 乙田 万里子	村井 満	越野 豊	森永 丈策	酢谷 睦美
作道小学校	山崎 雅和	村井 満	木戸美奈子	高畑 保夫	石倉 裕之
片口小学校	大野 太郎 田中 道夫	村井 満	越野 豊	山田 正昭	石倉 裕之
堀岡小学校	乙田 万里子	村井 満	木戸美奈子	織田 武吉	高松 宏成
東明小学校	村上 薫	村井 満	越野 豊	三崎 広樹	宮嶋 典子
塚原小学校	麻生 正邦	村井 満	木戸美奈子	青木 一登	宮嶋 典子
小杉小学校	渋谷 敏幸 高島 章司 高橋 徹 <small>(ミケ)</small>	真鍋 恭弘	大角智壽子	中沖 一人	小西 俊英
金山小学校	吉崎 達郎	長崎 正男	大角智壽子	高島 隆	荒谷 一樹
歌の森小学校	木田 和典	真鍋 恭弘	舘 奈保子	大谷 敦志	高田 良子
太閤山小学校	富川 正樹 大角 誠治	長崎 正男	大角智壽子	片口 宗久	荒谷 裕子
中太閤山小学校	木田 和典 松本 邦彦	真鍋 恭弘	大角智壽子	黒川勇次郎	澤井 由紀子
大門小学校	豊田 貢一 道振 義治 野澤 寛 太田 雅也	長崎 正男	大角智壽子	山崎 史晃 高田 恒弘	山崎 睦子
下村小学校	高橋 徹 <small>(ミケ)</small>	長崎 正男	大角智壽子	和田 三茂	小西 俊英
大島小学校	島崎 圭一 豊田 貢一	長崎 正男	舘 奈保子	奥村 俊晴	森永 泉

学 校 名	学校医 (内科)	〃 (耳鼻科)	〃 (眼科)	学校歯科医	学校薬剤師
新湊中学校	矢野 博明	村井 満	越野 豊	安田 篤	永野 康己
新湊南部中学校	宮林弘太郎	村井 満	木戸美奈子	武 俊夫	石倉 裕之
射北中学校	乙田 万里子	村井 満	木戸美奈子	織田 武吉	宮嶋 典子
小杉中学校	木田 和典 北林 正宏 高橋 徹 <small>(ミケ)</small>	真鍋 恭弘	大角智壽子	高島 隆	摂津 樹
小杉南中学校	渋谷 敏幸 大角 誠治	真鍋 恭弘	大角智壽子	黒川勇次郎	摂津 樹
大門中学校	駒井 理 木田 和典 野澤 寛 <small>(協力医)</small> 道振 義治	長崎 正男	大角智壽子	岩井 健治	山崎 禎直

幼稚園名	学校医 (内科)	〃 (耳鼻科)	〃 (眼科)	学校歯科医	学校薬剤師
本江幼稚園	村上 薫	村井 満	越野 豊	三崎 広樹	宮嶋 典子
七美幼稚園	木田 和典	村井 満	木戸美奈子	三崎 広樹	宮嶋 典子
大門わかば幼稚園	藤田 克	真鍋 恭弘	舘 奈保子	清水 秀明	山崎 禎直

## 平成27年度小・中学校児童生徒数(平成27年3月20日現在)

## 小学校

学校名	1年		2年		3年		4年		5年		6年		特支		計	
	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数
放生津小	1	31	1	25	1	27	1	34	1	32	2	44	1	2	8	195
新湊小	2	46	2	52	2	57	2	47	2	49	2	54	2	4	14	309
作道小	2	46	2	55	1	33	2	44	2	48	2	46	2	9	13	281
片口小	2	39	2	43	2	41	2	49	1	38	2	51	2	6	13	267
堀岡小	1	26	1	23	1	26	1	18	1	28	1	22	0	0	6	143
東明小	2	60	2	45	2	57	2	64	2	57	2	60	2	5	14	348
塚原小	1	31	1	16	1	32	1	23	1	18	1	25	1	3	7	148
小杉小	3	80	4	106	3	91	3	107	3	97	3	102	2	6	21	589
金山小	1	11	1	11	1	9	1	8	1	10	1	7	1	1	7	57
歌の森小	2	64	3	78	2	69	2	67	2	78	2	80	2	5	15	441
太閤山小	2	66	3	76	2	73	3	90	2	70	2	65	2	5	16	445
中太閤山小	2	56	2	46	2	54	2	64	2	59	2	60	2	3	14	342
大門小	4	132	5	144	4	150	4	128	4	151	4	151	4	20	29	876
下村小	1	16	1	19	1	16	1	10	1	17	1	22	0	0	6	100
大島小	4	113	4	139	3	109	3	113	3	120	3	106	2	8	22	708
合計	30	817	34	878	28	844	30	866	28	872	30	895	25	77	205	5,249

## 中学校

学校名	1年		2年		3年		特支		計	
	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数
新湊中	3	92	3	96	3	91	2	3	11	282
新湊南部中	3	75	2	72	2	79	0	0	7	226
射北中	4	116	4	132	4	152	3	4	15	404
小杉中	7	264	6	237	7	245	3	15	23	761
小杉南中	4	123	4	125	4	122	2	6	14	376
大門中	8	249	8	290	7	251	2	9	25	799
合計	29	919	27	952	27	940	12	37	95	2,848





平成 27 年 5 月 の 主 な 行 事 予 定

日	曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	金					
2	土					
3	日					
4	月					
5	火					
6	水					
7	木					
8	金					
9	土					
10	日	6:00	歌の森運動公園グラウンド(雨天:小杉体育館)	射水市合併10周年記念「特別巡回ラジオ体操・みんなの体操会」	生涯学習・スポーツ課	
		8:00	歌の森運動公園グラウンド(雨天:小杉体育館)	第10回射水市民体育大会総合開会式	(公財)射水市体育協会	
11	月					
12	火					
13	水					
14	木					
15	金	9:30	アイザック小杉文化ホール	いみず野美術展 ～17日	いみず野美術展実行委員会	○
16	土					
17	日					
18	月					
19	火					
20	水					
21	木					
22	金					
23	土					
24	日	15:00	アイザック小杉文化ホール	TSUKEMEN LIVE	北日本放送/財団共催	
25	月					
26	火					
27	水					
28	木					
29	金					
30	土					
31	日					

展示等

自	至	場所	展示名	自	至	場所	展示名
4/24	5/31	新湊博物館	射水市民の逸品展2015				

# こてえ 「鰻絵看板」デザイン（下絵）入賞作品の選考について

## 1 募集概要

「あいの風とやま鉄道株式会社」の小杉駅舎に、射水市の玄関口の駅としてふさわしい鰻絵看板を2点設置するに当たり、下絵となるデザインを一般公募した。  
(募集期間：平成26年12月25日から平成27年2月20日まで)

## 2 応募状況

遠くは福岡県から、県内外から計382点の応募があった。

居住地	応募数	分類	応募数
射水市	288点 (75.4%)	小学生	139点 (36.4%)
他市町村	10点 (2.6%)	中学生	152点 (39.8%)
県内小計	298点 (78.0%)	学生等	48点 (12.6%)
県外	84点 (22.0%)	一般	43点 (11.2%)
総数	382点	総数	382点

## 3 選考状況

県内外から広く計382点の応募があり、「鰻絵看板」デザイン検討委員会及び専門部会での厳正な審査を経て、次の入賞作品6点を選考した。

## 4 入賞者 <学年は応募当時>

(1) 最優秀賞 (採用作品) 5万円分旅行券

北口駅舎正面	・川村 <sup>かわむら</sup> 聖 <sup>ひじり</sup> さん	(香川県高松市)	高校1年生
1番ホーム壁面	・釘崎 <sup>くぎざき</sup> 孝太郎 <sup>こうたろう</sup> さん	(福岡県柳川市)	小学6年生

(2) 優秀賞 1万円分旅行券

・倉田 <sup>くらた</sup> 美咲 <sup>みさき</sup> さん	(射水市三ヶ)	小学3年生
・上田 <sup>うえだ</sup> 安希 <sup>あき</sup> さん	(富山市八尾町)	一般
・円戸 <sup>えんど</sup> 智 <sup>とも</sup> さん	(射水市大島北野)	一般
・ユー	ジョイスさん	(香川県さぬき市) 高校1年生

## 5 鰻絵看板

鰻絵看板は、富山県左官事業協同組合の協力を得て、平成28年3月末の完成予定である。

## 6 発表

入賞者・作品は、市及びあいの風とやま鉄道㈱ホームページで4月上旬に掲載するほか、広報5月号で公表する。また、入賞作品は、竹内源造記念館で展示する。入賞者には、別途通知する。

## 7 その他

鰻絵看板完成後に、除幕式及び表彰式を行う。

事務担当

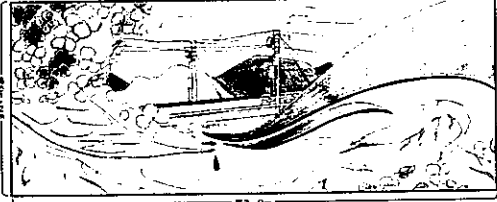

生涯学習・スポーツ課 (下庁舎)

TEL: 0766-59-8092



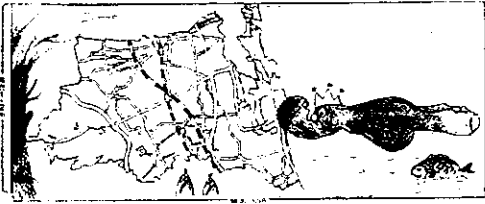

【参考】

入 賞 作 品

(1) 最優秀賞 (採用作品)

<p>北口駅舎正面</p> <p>香川県高松市 川村 聖 (高校1年生)</p>	<p>1番ホーム壁面</p> <p>福岡県柳川市 釘崎 孝太郎 (小学6年生)</p>
	

(2) 優秀賞

<p>射水市 倉田 美咲 (小学3年生)</p>	<p>富山市 上田 安希</p>
	
<p>射水市 円戸 智</p>	<p>香川県さぬき市 ユー ジョイス (高校1年生)</p>
	

注) 学年は、応募当時のもの。

採用作品デザインには、あいの風とやま鉄道㈱ロゴマークや駅名等の文字レイアウトが加わる。また、鏝絵制作に際し、作品の一部を修正する。